

平成24年第1回定例会

森町議会会議録

6月会議

平成24年第1回森町議会定例会6月会議会議録（第1日目）

平成24年6月12日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時12分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 9 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 11 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 12 議案第 1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制
定について
- 13 議案第 2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館条例の一部
を改正する条例制定について
- 14 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 15 議案第 4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第 5号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第 6号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第 7号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

- 19 議案第 8号 平成24年度森町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第 9号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算(第1号)
- 21 議案第10号 平成24年度森町水道事業会計補正予算(第1号)
- 22 議案第11号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 23 議案第12号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 24 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 25 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子ども
の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 26 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30
人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家
予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 27 意見書案第4号 TPP交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書
- 28 意見書案第5号 消費税増税の撤回を求める意見書
- 29 議員派遣の件について
- 30 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員(15名)

議長16番 野村 洋 君	2番 山田 誠 君
3番 宮本 秀逸 君	4番 松田 兼宗 君
5番 前本 幸政 君	6番 川村 寛 君
7番 西村 豊 君	8番 木村 俊広 君
9番 堀合 哲哉 君	10番 中村 良実 君
11番 小杉 久美子 君	12番 長岡 輝仁 君
13番 三浦 浩三 君	14番 東 秀憲 君
15番 黒田 勝幸 君	

○欠席議員(1名)

副議長 1番 菊地 康博 君

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
総務課長	木村 浩二 君
総務課参事	佐々木 陽市郎 君

選挙管理委員会

書記長兼監査	小	田	桐	克	幸	君
事務局書記長						
出納室長	菊	地	一	夫	君	君
防災交通課長	福	田	繁	幸	君	君
契約管理課長	富	原	尚	史	君	君
企画振興課長	金	谷	孝	己	君	君
税務課長	木	村	哲	二	君	君
収納管理課長	野	田	勝	正	君	君
保健福祉課長	川	村	光	夫	君	君
保健福祉課参事	山	田		仁	君	君
保健福祉課参事	金	丸	由	起	子	君
住民生活課長	竹	内		明	君	君
環境課長	横	内	仁	司	君	君
農林課長兼農業	久	保	康	人	君	君
委員会事務局長						
水産課長	島	倉	秀	俊	君	君
商工労働観光課長	金	丸	義	樹	君	君
建設課長	小	井	田	徹	君	君
上下水道課長補佐	小	松	裕	章	君	君
教育長	磯	辺	吉	隆	君	君
学校教育課長	清	水	雅	信	君	君
社会教育課長	伊	藤		昇	君	君
兼公民館長						
体育課長	谷	口	方	規	君	君
給食センター長	坂	尻	正	純	君	君
図書館長	若	松	幸	弘	君	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君	君
病院事務長	成	田	研	造	君	君
消防長	山	田	春	一	君	君
次長兼消防署長	松	川	眞	也	君	君
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君	君
町民サービス課長	竹	浪	孝	義	君	君
保健対策課長	澤	口	幸	男	君	君

○出席事務局職員

事務局 長	佐藤	洋君
事務局次長	藤田	司志君
庶務係 長	喜田	和子君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成24年第1回森町議会定例会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、宮本秀逸君、4番、松田兼宗君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から6月13日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここでお知らせがございます。さきの議会運営委員会において、一般質問の答弁席の区分について1問目から自席で行うとした提案がございました。森町議会の運営に関する基準の変更を伴いますが、本日の一般質問においても試行したいと思います。町長、教育長におかれては、よろしくお願いいたします。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

す。

初めに、1、子育て支援について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

質問事項は、子育て支援についてです。さきの行財政改革等調査特別委員会において森町保育基本計画に関するアンケート調査の結果報告が提出されました。このアンケートは、ゼロ歳から5歳の保護者全563世帯を対象に配付され、回収率は65.7%ととても高い回収率でした。調査目的である子育て支援に関する生活実態や意見、また要望等が把握できたことではないでしょうか。さて、このアンケートの最後には子育て支援に関する自由意見欄が設けてあり、ここには今子育てしている母親の切実な思いが書き込まれておりました。

以下、お聞きします。

1、この意見欄を読み、町長はどのように受けとめているかお聞かせください。

2、保育所民営化の前に今できることから子育て支援に手を差し伸べるべきと思うが、町長のお考えは。

3、少子化対策にもつながる子育てしやすいまちづくりとしての町長の考えとは。

以上、3点についてお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 改めておはようございます。それでは、小杉議員の子育て支援についてというご質問についてお答えをさせていただきます。

子育て支援についてであります。まずこのたびの保育基本計画に関するアンケート調査の実施におきまして子育て世代の町民の皆様から多数の貴重なご意見、要望をいただきました。この調査は、より一層の子育て施策の充実したサービスに向け実施したものでございますが、今後の保育事業には貴重な資料として活用してまいりたいと考えております。

1点目のご質問で、この意見を読み、どのように受けとめているかということですが、この森町基本計画に関するアンケート調査結果報告書の自由意見欄に回答していただきました方々すべての意見、要望などを掲載しているところでございます。特に意見要望の中で多数ありましたのが不足している今後利用したい保育サービスについての質問の回答結果と同様に特別保育にかかわる休日保育や乳児保育、子育て支援センターの設置要望などが多く見られました。この調査結果にもありますように多様化する保育ニーズにこたえるべく、特別保育事業を中心に早急な対策を講じることが重要であると考えます。

次に、2点目の質問ですが、現在森町保育所運営検討委員会を設置し、調査、審議を重ねている最中であり。まずは保育所運営の基本的な方向性を示していただき、町では今後具体的にどう整備していくのかを検討することになりますが、早朝や夜間の保育、さらにゼロ歳児の預かりなど町営ではやりづらい特別保育等が民営化によってなし得ることと考えます。幸い待機児童が多い都会と比べて、森町は待機児童がないことで住みよさがあるのかと考えます。少子化の歯どめや労働力が不足している状況からすれば、小杉議員のご指摘にもあります子育て支援策の充実に努めてまいりたいと考えます。

3点目の質問ですが、子育てしやすいまちづくり、環境づくりとして、若者の保健対策

や安定的な就業の推進、交流、結婚機会の充実などを図ること、若い世代や職場で働く女性が安定して子供を産み、子育てができ、次代を担う子供たちが健やかに育つよう関係部門、関係機関が一体となって、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ることが大切と考えます。子育てに係る相談や学習、交流機能の充実、子育てサークルの育成や支援、遊びや体験機会の充実、身近で安全な遊び場の確保や放課後の居場所づくり、母子保健サービスの充実や児童虐待の防止、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備などを図ることが重要であり、必要と考えます。また、具体的な施策として、乳幼児医療費の対象年齢の引き上げが大きな支援になるものと考えております。現在は小学校就学前児童を対象として医療費を無料にしておりますが、24年3月議会において木村議員より子育て医療費の助成についての質疑があったときに25年度実施に向け検討する旨回答しております。これを小学生や中学生とどこまで引き上げることができるか町財政を見きわめながら、25年度実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ただいま町長のほうからいろいろな施策、あるいはまた子育てについての整備等を早急に検討し、進めていきたいというご答弁をいただきました。

確かにこのアンケートの自由意見欄、そのところを見ますとそのようなたくさんの要望等が書かれておりました。私自身これを読みまして一番心が痛かったのは、やはり乳幼児を持つ育児をしているお母さん方の声です。というのは、幼稚園や保育園に入所、入園される方々はまだいいのかなと。ただ、入園、入所のできない家庭で育児をしているお母さん方のことを考えるときに、どうしても小さなことでちょっと悩みを抱えてしまう。それが積み重なってストレスになってしまう。このアンケートを見ると、子供を連れて気軽に遊べるところが欲しい、そういう方が何人かいらっしゃいました。確かに考えてみると、今の時期ですとお天気が良ければ子供を連れてお散歩等とか行けるかもしれません。また、公園などにも行くこともできるかもしれません。ただ、雨が降ったとき、あるいは雪が降って寒い時期などではそれは不可能かと思えます。そういうときにはやはり子供を連れて一堂に集まれる、子供を遊ばせる室内の場ですか、そういうところが必要なのではないかと考えております。それというのは、確かに母親学級、あるいはまたそういうのも町のほうでは実施しておりますけれども、常にお母さん方というのは悩みを抱えているのです。孤立化されています。隣近所見ても子育てしているお母さん方との触れ合う時間がないということで、結局そういうお母さん方が集える場があれば、そこでちょっとした悩みでもお互いに横のつながりで情報を得ることができる、それで悩みを解決することができる、そういう場が必要であると私は思っておりますし、またこのアンケートの中にもそういうところがあればいいと、子育てするには必要だということを私は強くそう思いました。やはり1歳から3歳までの育児というのは一番大事な時期だと思っております。母親が悩みとかストレスを抱えていると、どうしても子供に影響がいくのです。やはりお母さんが

元気で笑顔でいれば、子育ては何とかクリアできるのではないかと考えております。そのことをまず、その集える場が必要だということで、町長もう一度その辺のところをご答弁いただきたいと思います。

もう一点は、今家庭教育の低下による発達障がい児、あるいはまた要支援児という言葉をちょっと耳にするわけです。原因は、今申したとおり家庭教育の低下が原因とされるというふうにうたわれておりますけれども、それというのも家庭に閉じこもりがち、情報のないまま親と子と1対1で時間を過ごしてしまう、そういうところにやはり原因があると思いますので、ぜひ子供と親が出かけられるその場所の提供、そのことについてご答弁いただきたいと思います。

○町長（佐藤克男君） このアンケートでも小杉議員おっしゃるように本当に子供を連れて気軽に行ける場所、北海道の場合は冬は雪しかありませんので、外で遊ぶということではできません。ですから、それも含めてお母さんが情報交換するような場所、またそこにお年寄りの方がいていろいろ教えてくれるかもしれない、そういうような場所というのは必要なのだなというふうに私も最近考えてきております。これがまた少子化に対する対策の一つにもなり、またお母さんたちが少しでも早く働きに行けるような、そういうことにもつながるのかなと、そのように思うわけでございます。これは、小杉議員のほうに具体的にどのような環境が必要なのか、またどういう場所が、ここならいいのではないかというようなことも含めて改めてご提案いただければ、それを役場の担当の部署で真剣に考えていかなければいけないことだろうと、そのように考えておりますので、ぜひご提案のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（小杉久美子君） 場所の提案と今町長おっしゃいましたけれども、確かに子育て支援センター的なものがあればそれにこしたことはないと思います。でも、町の財政面を考えるとすれば、そのような建物に投資することではなく今ある施設を利用することができる、そういう方向に持っていければいいかなと考えています。例えば町内会に各施設、町内会館、例えば何々センターとございますね。そういうところの開放も考えられますし、あるいはまた公民館にしてもあいている部屋、場所は変わってもそういうところも利用できると思います。また、保健センター等も検討していただければいいのかなと思います。一番理想なのは、母親たちだけというのも理想なのでしょうけれども、今町長もおっしゃいましたように地域にそういうものがあれば、小さいお子さんとお母さんたちだけではなく、地域に住む高齢者の方もそこに集える、そういうところが本当に一番理想なのかなと思います。場所の提供ということでそういうところが考えられるのですけれども、地域で開かれたそういう場所を開放してはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） それは、今お金のかからない方法でも幾らでもありますよというご提案でございます。非常にいい提案で、これは考えやすいことだと思うのです。そうい

うものから始まっていて、そしてもっと大きなものもというようなこともあるかもしれませんが。とにかく子供をつくられたお母さんが悩み等を解消し、また子供たちが発達障がい等々にならないように、そういうものを完備していくことはやっぱり早急にしなければいけない事業ではないかなと、そのように思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○11番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、2、住宅建設者への支援について、国保病院について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、住宅建設者への支援についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、2問について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、住宅建設者への支援についてでございます。長引く不況で個人収入も減少し、新築住宅件数も減少傾向にあります。当町においても23年度の新築件数は29件です。そのうち町内業者が請け負ったのは6件で、町外業者は23件です。特に函館からのハウスメーカーがほとんどです。町外業者の場合は、電気、水道、基礎工事などの関連業者も一緒に来ますので、町内業者にはほとんど回ってきません。現在森町には森町定住促進奨励制度があります。これは、からまつの森分譲地を購入し、町内の業者により住宅を新築した者に対する奨励金制度であります。町内の建設業者並びに関連業者は、仕事も少なく、大変な現状もあります。町内業者の育成と町の活性化のためにも、町内業者に頼んだ場合は建て主に補助金等の措置など何かできないものかお尋ねいたします。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町内業者の新築住宅を受注する件数が減少傾向にあることについては、周知の事実として受けとめております。森町としましては、昨年地域経済対策事業として建設業界の景気浮揚策として建設プレミアム商品券総額1,800万円を発行し、需要を促してきたところです。しかしながら、町内業者の育成を含めた町の活性化に寄与する施策については、まだまだ前向きかつ積極的に取り組むべき事業であると再確認した次第です。今後におきましては、効果的かつ有効な助成と支援策の検討を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 手短にかなり積極的なお考えをいただきました。

それで、事例といたしまして、これは新ひだか町の新築リフォーム等の促進事業について、これインターネットで調べました。これによりまして、24年4月1日から施行されて、一応期限ついておりまして、26年3月31日までのものとなっております。これを見ますと、町内にみずからが居住する住宅を町内業者によって新築、またはリフォーム、増改築された方に対する補助制度でございまして、新築の場合は工事負担金額の5%、

上限が100万でございます。それから、リフォームの場合は増改築になります。工事金額が200万以上で、負担金額の10%、上限が50万ということで、この4月から施行されております。

それと、これは函館市の4月号の市の広報でございます。これ見ますと、函館市住宅リフォーム補助金ということで、今高齢者も多くなっておりますので、補助対象の工事はバリアフリーの改修工事、または断熱材改修工事、耐震改修工事、これは補助金なのですが、20%以内で上限が20万とか、耐震の場合は上限が40万とか、これも6月4日から受け付けますよという町の広報です。こういうようなことで、徐々にやはりそれぞれの町でこういう対策を進めておりますので、本当に今町長が答弁いただきましたようにぜひ当町でも速急に研究なり、勉強なりしていただきまして実現してほしいと、こういうことでございますので、もう一度町長の力強いお言葉をいただきたいと、このように思っております。

○町長（佐藤克男君） 前向きに検討させていただきます。

○議長（野村 洋君） 住宅建設者への支援についてを終わります。

次に、国保病院についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、2点目にまいります。国保病院についてでございます。

宮原先生は、今年1月に着任し、6月3日付で退職するとのことで、既に5月15日より出ておりません。これまでも新任医師は平均2年ぐらいでやめていく現状があります。宮原先生については、紹介業者への仲介料520万円を払って来ていただいた先生です。去る5月30日の全員協議会においてやめた理由は病気のため、先生の希望で6月3日に退職したいとの申し出がありましたと、このように町長がおっしゃっております。退職願の提出を求めたのに対して、町長は内容が個人の誹謗中傷があり、出たくない、普通の状態ではない、先生のことを思って見ないほうがいいのではないかと宮原先生の一方的な理由のような答弁されておりましたが、私は退職の理由はそれ以外の見えないところにあるのではないかと疑問を持っているところでございます。また、看護師さんも6名やめるとのこと、町民も患者もこの病院はどうなっているのだと怒りとともにあきれております。町民の命と健康を守る病院がこのようでは病院の信頼度も低下する一方ではないかと思えます。今後の病院経営も含めて町長にお尋ねいたします。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

医師の確保につきましては、全国的に非常に厳しい状況が続いており、北海道内においても深刻な状況となっております。医師の確保対策の一つに民間紹介業者からの医師の紹介がございます。この場合医師紹介手数料が発生しますが、現在は20%を超えているのが現状です。宮原先生はこのケースでございますので、紹介手数料は約520万ですが、6カ月未満の勤務でございますので、105万円ほど返済していただくことになっております。

ご質問の1点目、退職理由はほかにあるのではないかとということでございますが、宮原

先生から6月3日で退職したい、それまで休暇をお願いしたいという申し出がございました。院長と会談し、宮原先生が相当お疲れになっていると判断し、先生の健康状態を優先し、退職を認めたものでございます。私も何度も何度もお会いし、その都度余り無理をなさらぬようにとお話ししてまいりました。先生の病名につきましては、個人情報の観点から申し述べられませぬので、ご理解願います。

また、看護師がここ2年間で毎年四、五名の退職と採用がございます。今年度も8月までに6名退職予定となっておりますが、ご本人の病気や家族の介護等に専念したいということが主な理由となっております。なお、看護師の採用については、既に6月1日付で2名採用しており、今後も順次採用する予定となっております。また、将来の看護師の確保に向けて看護専門学校等の訪問を積極的に実施していくとともに、看護サービスの向上に向けて引き続き努力してまいります。

2点目の今後の病院経営についてでございますが、私の病院経営の考え方は町民の皆さんが安心して受診できる病院になってほしい、それが第一です。そして、その後に経営、採算性というものを考える、これが基本的な考え方でございます。そのためには常勤医師を確保しなければなりません。ご承知のように医師を確保することは北海道では非常に厳しい状況となっておりますが、当町では4月から石川周先生を招聘することができまして、現在常勤医師3名で平日の当直、救急医療の確保、そして日常の診療を維持していただいていることもご理解願います。既に医師の確保、支援要請のため関係機関等へ要請しており、6月から当分の間現在北斗市内の小松内科循環器医院副院長で函館医師会病院の小松先生にお手伝いをしていただくことになっております。医師の確保については、今後も引き続き努力してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） これ町長、広報もりの3月号でございます。これを見ますと、内科医長が着任しました、宮原先生の顔写真と色々な抱負が書かれております。この中身を見ますと、町民の皆様から出ていけと言われぬ限り生涯一医師として森町国民健康保険病院で勤務してまいりますと述べられているのです。だから、かなり強い意思を持って森町に来ていただいたと、このように認識しております。こういう強い意思を持ってこられた先生がわずか5カ月半でやめたということは、町民との約束違反なのです。その広報、全戸にこれ回っている。それをもって、町長いろいろな諸般の事情、特に病気のことあったようでございますけれども、町民にしたら全く何やっているのと言わざるを得ないのです。

私の知っている限りでは、宮原先生は5月15日に出勤したら、川崎院長に今日で来なくてもいいので、帰ってくださいと、年休が6月3日までであるので、6月分の給料は払いますと、このように聞いているのです。町長の言う先生の希望でやめたのであれば、5月30日でやめてもらっているのではないかなと、私はこのように思っております。何で6月3日まで延ばしたのかなと。6月1日に在籍していると、6月分の給料が出るのです。それ

と、6月というのは、我々もそうなのですけれども、期末手当も支給されるわけ。ダブルでもらえるわけ。だから、本人の希望でやめるのだったら、何もあれなのだからその月内でやめてもらえばいいし、何で6月の給料と手当まで出してやめさせるかと、ここに疑問がある。無駄なお金かけているわけ。だから、やめた理由が町長が言う本人の都合でやめたのですかと聞きたくなるわけ。何かがあるから1カ月分余分にやるのでないの。例えば雇用する側でやめてくださいと言ったら、1カ月分やはり保障しなければならないわけでしょう。いろいろ労働基準とか雇用とかというのは決まりありますから。その辺の整合性が私はないのかなと、こう思っているのです。

それと、いわゆる退職願を町長は見ないほうがいいですよと、個人の中傷誹謗とかすぐわかるようなこと書いているし、ちょっと本人のために見ないほうがいいと。これ退職願です。入手してございます。確かに通常の退職願では考えられない中身です。町長の言われるとおりでと思うのです。本当にこれ見た限りでは、個人の名前は書いてありませんけれども、だれかわかるような誹謗中傷があり、これまで書くのかなと思いました。異例の退職願だと思います。この内容は読み上げませんが、この内容を要約しますということなのです。国保病院の現状では、国保病院にかかったら殺されると町民の間から本音の叫びが噴出するのは至極当然と言えますと、こう書いているのです。現在在籍医師と看護師では、この病院の再建は100%不可能であると結論づけております。それは、病院を企業体としてとらえた経営能力など、もはや手おくれと言わざるを得ないほど劣悪だと書いてあります。

また、町長も当選以来この病院を何とかしなければならないということで、まず病院の設備を充実しなければならないと。これまで約1億3,000万ぐらい医療器具を入れてございます。そして、先生も宮原先生含めて常勤が4人になりましたので、いわゆる時間外診療も、1週間びっしりというわけにいかないけれども、何日かでも近いうちにしなければならぬということも議会で述べられております。そういうやさきに常勤の医師がやめられたと。今臨時で小松先生ですか、お願いしてございますけれども、やはり常勤の医師がきちんとしていなければ時間外もできませんよね。そういうようなことで、町長一生懸命やっているのは理解するのだけれども、一向に改善されていないと。せっかく来た先生も何だかわけわからないような状態でやめているということなのです。だから、私はこのお金のかかわりで聞きたいの。何で本人が自分の都合でやめるのに1カ月余分に金払うのかと。そこをちょっと聞きたいです。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時38分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 宮原先生の場合は病気でございまして、あの文章等も今読んで、ああいうようなことを書くというのは普通ではあり得ない状況です。黒田議員が引っ越しの当日に行って、いろいろお話を聞いているということも本人から私にも連絡が入っております。そういう中において、今黒田議員が宮原先生から聞いた話と私が聞いていることではかなり内容が違いますので、事務長がその院長と話ししている場所におりましたので、その事務長のほうから話をお伝えしたいと思います。

○病院事務長（成田研造君） お答えします。

佐藤町長と川崎院長の会談の中に私も同席させていただきました。この中で、退職願が出ておまして、これについては6月3日で退職をしたいというような退職願が提出されておりました。そこで、健康状態を考えた場合にこれはやむを得ないという判断をされたようでございまして、当日宮原先生がお見えになったときに先生のほうに先生の申し出を認めますというお話がされました。先生は、ありがとうございますと、本当にこの間自分自身重荷があったというようなお話をされておりました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） さっぱり聞いていることにちゃんと答弁していない。これで終わりだからちゃんと答弁して。

宮原先生とは、私は議員だから行ったのでありません。私の主治医です。だから、行ったのです。文句つけに行った。先生、町の広報に森に骨埋めるようなこと書いているでしょうと。その町民との約束をほごにするのですかと。何理由なのですかと私言ったのです、患者として。そうなのだと、実は私は九州、宮崎のほうなのかな、から来たのですと。子育ても終わって、九州暑いでしょうと。こういう涼しい環境のいい北海道にあこがれていたと。それで、森町初め釧路とか3カ所あったそうです。それぞれ病院なり、その町長なり、市長なり、関係者と会って、森町の佐藤町長の熱意にほれて来たと言ったのです。それは何ですかと言ったら、この病院の経営、運営が大変なのだと、ひとつ立て直してほしいというその熱意に私は森町に決めたのだと。そういうようなことでああいう文章を書いたのですよと。ところが、来て、1月から着任しましたので、これはひどいと。それぞれ見る目違うから、それはしょうがないと思うのです。だけれども、どうもやっているうちにこれではとてもではないが、日がたつに従って限界を感じたような、そういうようなことで本当に申しわけないということだったのです。私は、議員として行ったのでないから。患者だから。

私言っているのは、本人の都合でやめるのなら何で5月30日でやめさせないのですかということを知っているのです。それでなくても仲介料、20%返ってくるというから400万ちょっとなのかな、仲介料払っているのでしょう。そして、本人の事情でやめると15日かな、言っているのに、何で6月3日にして6月分払わなければならないのですかと、この財政の大変なときに。病院も経営が大変なときに何でそれをしなければならないのですかと。

だから、やめた理由もおかしいのではないのかということを行っているわけでしょう。したら、先生の希望3日だと言っているけれども、3日だというのを30日にしてもらえばいいでしょう。そうすれば金払わなくていいのだ。先生の給料って高いでしょう。そうでしょう。あなた方職員と違って高いでしょう。森で一番の高給取りではないの、森町で。いろんな業者あるけれども、町長より高いのだから。それに6月の手当までつけて、おかしいのでないですかと言っているのです。これ何十年も勤めた先生なら、それはそれでいいです。町長が議場であの先生たち今度一生懸命やってくれるので、救急車の搬送をされてきたのも函館に再搬送するのが少なくなったと、それに伴って収入も増えてきましたよと、いい方向にいらいますとここでしゃべったでしょう。そうですよね。それがまた逆戻りです、こんなことしたら。だから、町長一生懸命やっていることはさっき言ったように認めるのだけれども、どうも長続きしない。またもとに戻ってしまうわけ。だから、その辺を聞いているのです。お金のかかわり、お金。町民が一番関心持っていますので。

○町長（佐藤克男君） お金のかかわり、何で6月3日なのだということですが、何で5月30日にしなかったのだということ。黒田議員は、余り勤めたこととか、組織に疎いと思います。会社をやめる場合、組織をやめる場合、最低でも1カ月前にこれはやめますという届け出さなければいけないのです。ただ、本人の希望なので、6月3日と言ったからこれは6月3日になっているのであって、5月15日なら6月15日になるのが本来の姿です。ですから、多分院長は、そういうことで6月3日と本人から言われたので、それをそのまま引き受けたものだと、そのように思っております。6月15日を超えて出した場合には、これはきっと院長も何か言ったかと思えます。ですから、これは5月15日に辞表を出して、6月3日と本人の希望で、本人はまだ本当は6月15日まで延ばすことは可能だったはず。ただ、本人の希望で6月3日と言ったので、それで結構でしょうという受託をしたものと、私はそのようにして考えます。ですから、決して何か特別な計らいでもって当医師にそういう費用を多く払ったということではないと私は思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 黒田勝幸君。

○15番（黒田勝幸君） 私勤めたことないからわからないかもしれないけれども、それ申し出あってから1カ月延ばさないと何かの法律に触れるの、雇用の関係で。私は、理事者のほうで必要なくなって、来なくてもいいよという場合は1カ月持たなければならぬという、それはあるのかなと思うのだけれども、本人の申し出なのだから、そんなものそれはそれでいいと思うのです。そして、町長は、お金の計算大した強い人だから、そんな無駄な金払うのかなと私は端的に思うのです。だから、やめた理由が何かあるのでないかと、こう言われるわけ。だから、病院だけでなく役場にもかなり苦情来ている、町民から。電話かけた町民が言っているから。どうなっているのだと。安心してかかっているらいいでしょうと。だから、こういうことであれば今行っている患者さんも移ります、安心してかかっているらいいもの。宮原先生やめまして、私先月やめる前に行って、1カ月分薬く

れるのです。きのう行ってきました。午前中小松先生という方、初めてです。そうすると、最初から今度またやるわけ、その人の。カルテある。だけれども、新しい先生は、やっぱりまた再度やらなければならない。いろいろ聞いたりあれします。そういうふうには患者にしたら全く不便なわけ。安心してかかっているといえない。だから、患者が離れる。そういう繰り返しできた。だから、何も本人が自分の事情でやめるのだったら、何も30日で切れればいいのでないの。医者だからそういうふうにするの。どうも納得いきません。だから、何か事情があったのでないかと、いわゆる内部で何かあったのでないかと。

それと、看護師さんもさっき冒頭町長言っていましたけれども、6人やめて、新しく2人採用しました。本当にそれ6人だけなのだろうか。また追随してやめる人いるのでないの。何かちらほらそういう話も聞いているのだけれども、どうも病院の内部ってどうなっているのかなと。病院は看護師さん、女性の方たくさんいるから、女性の職場というのとはかくそういうことがあるのかなと思うのだけれども、余り異常でないか。看護師さんもそういう動きまたありませんか。私はお金のことでは納得していませんけれども、もう一度お願いします。

○町長（佐藤克男君） 本人の希望で6月3日というふうに出たのです。それを役場として5月30日にしろ、これは言えないのです。それは、少しいろいろ方面で聞いていただければわかります。それは、1カ月前に届けなければいけないというものをそれを短くして、本人が何で6月3日にしたのかはわかりませんが、先ほど事務長が言ったようにこれは本人から出てきた6月3日であって、本人は黒田議員にそのように言ったかもしれませんがけれども、これは私が聞いているのは6月3日と、本人の話だというふうに聞いております。

黒田議員は患者として行ったと言うのですが、あなたやっぱり議員なのです。ですから、メールが宮原先生から私に来たのは、議員から来た。黒田議員から来たとはっきり書いているのです。だから、その辺の認識はやっぱりあなたも持たなければいけないです。患者であることもあり、そして議員でもあると、これはよく認識したほうがいいと思います。

それから、看護師さんの件、看護師さんはおととしと去年で十数名やっぱりやめております。かなり出入りが激しくなっております。それと、今看護師さんの中ではいろんな面で教育、そういうものを進めております。かなりいろんな制度、今までとは違ったものを入れて、そして今勉強しております。ですから、それについてこれない人も一部いると思います。それは、私は聞いているのは1人だけだというふうに聞いております。そのほかは事情を私は聞いておりますけれども、親の面倒を見なければいけない、子供の世話をしなければいけない、そういうもろもろの事情でやめると。その辺今の病院の改革についていけなくてやめるのかということも私は確認をしましたら、そうではないということで私は聞いております。ですから、またそれに対する対応も本来はなかなか難しいのでしようけれども、看護師さんがまた来ていただけるということで聞いております。ですから、その補充もできるということなので、私はこれは大丈夫だろうと思っております。ただ、看護師さんについては、大体2年から3年で大手の病院でもかわっていったらというの

現状でございます。それを長々引きとめるということも大切ですが、これはこの町に魅力を持っていて、そして初めてそれがなるのだと私は思っております。町民の皆さんには病院の件では非常にご迷惑かけていますけれども、これから以降もこの病院をよくするため努力していかねばいけない。何せ20年以上もこの状態が続いて、私は2年で何とかしようと思ったのですけれども、とてもとてと私の力量では2年ではできませんでした。この関係で宮原先生がまだいていただければ、病気ではなければきっと皆さんに喜んでいただけたのかなと、そのように思っております。これからも病院改革に向けては努力していく所存でございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 国保病院についてを終わります。

以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、3、防災対策（津波）について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、防災対策、津波についてでございます。昨年3月11日の東北地方を襲った地震、津波は、各地に多大な大規模な被害をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。最近各大学、また地震研究所、そして気象庁等は、頻繁にこの地震による津波のシミュレーションを行っておりまして、同じ程度の巨大地震、マグニチュード8程度のものから9が日本各地どこで起きてもおかしくないというようなことでテレビ、新聞等々で紹介されてございます。住民が津波から逃れるためには、高台への避難するのが一番安全性が高いというふうに言われてございます。当然森町全体の整備対策を行うのは言うまでもございませんが、特に砂原地区の5丁目、6丁目、これは旧彦澗地区というところでございますが、通称海拔ゼロメートル地帯と言われております。測定は1メートルのようでございますけれども、そういう地帯でございます。高台への避難は、津波警報発令から30分以内が勝負、避難の条件だというふうに言われております。そこで、5丁目の目の前に台場公園がございます。これ確認したら海拔21メートルほどあるそうでございますが、そこを一時避難所として利用しない手はないし、また当然一時避難場所として指定すべきであろうというふうに考えております。

この台場公園につながる道路が3本ございまして、1本は砂原62号線、通称青木通りと言われておりますが、これが片側1車線道路ということで車が交差ができる道路です。それから、2本目は、東側の道路、砂原60号線、これは1車線の1台しか通れない道路でございます。そして、3本目が砂原61号線、昔の旧馬車道路、台場公園の真ん中に接続する道路でございます。これは、車が通るのはちょっと難しいかなというようなまだ手入れがされていないというふうなところでございます。それで、砂原62号線、それから砂原60号線での車での避難は、相当危険度が高いというふうなことでございます。この砂原60号線、

62号線は、ちょうど国道278号線に接続をされておりまして、当然往来が多いので、まず出れないだろうというふうなことでございます。そうなりますと、この5丁目、6丁目の方々をスムーズに徒歩で避難させるために容易に避難できる道路、つまり住民の生命、安全を守るために先ほど言いました砂原61号線、これは整備すれば歩ける、使用できるだろうというふうに思いますが、旧彦澗地区には約800人が住んでおられまして、多人数を道路1本で避難誘導するということはちょっと物理的には無理なので、新規に東側のほうにもう一本避難道路の新設を早急に行う必要があるだろうというふうに、これは当然新設は不可欠だと思いますけれども、町長の所見をお伺いしたいなと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○町長（佐藤克男君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

森町では、平成24年3月末までに町内30地区の地震津波ハザードマップを作成しました。その中で、地震発生後30分以内に安全な場所へ避難することが大事であることを記載しておりますが、このことについては町内会での説明会を通じ住民へ周知してまいります。

また、台場公園に通じる未整備道路の整備に関しましては、新たなものを整備するのではなく、道道森砂原線から国道278号へ通じる道路がありますので、その道路を利活用することを地域住民に対して周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 町長、今回なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、非常に町民は駒ヶ岳噴火以上にこの津波に対して関心を持っているのです、町長もご存じだと思いますけれども。それで、今ハザードマップ3月末につくって、町内会云々と言いましたけれども、まだそれは私ども全然見ていませんし、当然議員も見ていないというわけですが、町は各定例会、または協議会等々で津波のハザードマップや避難場所の確認、または住民説明会を新年度から行うと言っているのです、新年度から。新年度やらないで、今度は5月の連休後に行いますというふうなことを話ししまして、各地で説明会、要するに町長今言ったように町内会で説明会を行いますよと、こういうふうに言っているのですが、いまだに行われていないわけです。それで、住民の方々からこの津波、防災の説明についていつやるのですか、いつやるのですかという問い合わせが非常に多いわけです。私も町内会の書記やっていますので、文書を持っていくときに必ず言うわけです。それで、地域の住民の方々は非常に不安視をしている、これ事実でございます。特に先ほど言ったように5丁目、6丁目の方、800人程度おりますけれども、彦澗地区というのは高台に公共施設がないのです。一件もないです。それで、この台場公園に避難するのが一番だろうと。津波は時間の勝負ですから、せいぜい2時間かそこらあれば終わるわけですから。その一時避難場所としていいのではないかと、これは町民も言っているのです。ただ、町長はさっき言ったように砂原62号線、60号線を利用すると言うけれども、あれは無理です。大体車で行く、または先ほど言ったように278号線で往来が多いといたら出れません。歩いて

出れません、まず。やはり今の61号線ですか、これを整備して、これ直接公園の中に通っていますので、これは使えると思うのです。先ほど言ったように人数が多いので、1本では到底避難は不可能ですから、当然2本目も必要だと、私はこう思っているわけなのです。町長、災害というのは、ことわざではないですけども、いつやってくるかわからないわけです。今行政は町民に迅速な対応が求められている。新聞紙上、テレビ見ても皆そうです。それで、安心、安全に暮らせるまちづくりを行うというのが町の責務、町長の責務だと私は考えておるわけなのです。

それで、この地区の自治組織というか、町内会3つあるのです。この人方のお話、団体の方々、長老の方もおりますので、その地勢的なものは十分承知しているはずなので、この台場に通ずる避難道路2本を整備して、綿密な計画を策定して誘導避難すべきだと思いますけれども、いかがですか。再度お願いします。

○町長（佐藤克男君） 今山田議員から町民は噴火より津波が非常に興味持って心配しているのだというお話でございます。5月30日に森町の町内会連合会の総会にこれから各町内会を回って、このハザードマップによつての説明をしていきますということで、先週の土曜日、まず尾白内町内会から始まりまして、これは随時各町内会でやっていく予定になっております。ですから、遅かれ早かれもうすぐ行くと思います。そのときに、町でハザードマップをつくって避難誘導等も考えておりますけれども、これは決して机上でつくったものではないわけですけども、現地の方とのお話し合いの中でこれはこうしてもらわなければ困る、ああしてもらわなければ困るということをお願いして、その中でいろんなことを役場としても持ち帰ってきて、そしてこれは道路をもっと広くしなければいけない、また道路をもう一本つくらなければいけない等々も検討していかなければいけないだろうと。ですからまず、この町内会説明会の中でいろんな住民からの話をお聞きして、そしてもう一度このハザードマップをつくっていかなければいけないだろうと。1回や2回ではなかなかいかないし、また役場側でつくったものではなかなか住民の意思の細かなところまで届かないと思いますので、その折にいろいろとご指摘いただければ、それをまた載せて作り直しをしていくということを考えております。決して今役場つくったものが100%これでこれ以上変えないということではなくて、まずこれはたたき台というよりもたたかれ台なのだというような意識を持って、そして皆さん町内会のほうに回って、いろんな意見を吸い上げていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 町長、この台場公園のがけ、斜面、がけ縁あるのですが、北側にありますけれども、これ数十年前に小規模治山工事やっているのです。がけ地にひし形のコンクリ、土どめやって、植樹をしているところがあるのです。そのやる前は、私も記憶ありますけれども、もう一本道路があったのです、道路が。それで、その場所の台場の跡の場所のその工事やったときに、近傍の地主の方にこの先道路をつけないですかという

問い合わせがあったと。これは、多分土木現業所か、開発建設部か、いずれかだと思いますけれども、もうその当時からその部分についてやっぱり相当土現にしても開発にしても関心を持っていたらしいのです。それで、私も聞きましたし、先ほど言ったように地域の住民もそうだというようなことで今回質問させていただいたのだけれども、町長はこれから町内会等々説明会を行って、地域の住民からいろいろ聞いて、これは絶対そうすべきだと、避難する場合にそうすべきだということについては検討をしていきたいというふうな今お話があったようですけれども、私もそんなふうに言っているのです。説明会もあるから、そのときに十分に言いなさいと。だけれども、今まで時間が経過しましたけれども、いまだにない。先ほど尾白内から始まったということですが、やはりこれいろいろと広報もありますし、それから防災無線もありますので、これから順次走っていきますぐらいはサービスしても悪くはないだろうと。そういうふうなことで、町民にやっぱり周知徹底すべきだと。生命、財産を守るためのハザードですので、これはやっぱり間違わないでほしいし、そういうことで安全を守るという意味からしても、多少財源的にはかかるとは思いますけれども、今こういうふうな災害等々、またはいろんな部分でもいろんな高率な補助も起債もあると思うので、それらも踏まえて先ほど言った2本の避難道路の設置を急速に施工する必要がある。いろいろ町民の話もあろうと思いますけれども、町長、これ政策なのです、政策。人の話を聞いてどうのこうのでない。これつくらなければ絶対だめだという場合には町長独断でも構わないと思う。その辺ももう一度再度お願いします。勇気を持って言ってください。

○町長（佐藤克男君） 勇気を持ってお答えしますけれども、その彦澗のところだけではなくてたくさんありますから、その中で優先順位を決めて、そしてやらなければいけないところは即やらなければいけないと思います。私もあの台場のところについては、やはり階段か何かをきっちりしたものをつけておかないと、あそこを走って上がるのはちょっとしんどいのではないのかなと、そんなように思っておりました。ですから、それもこういう坂ではなくて、階段にすればそれほど時間がかからなくてもあそこに上がっていけるのかなと、そういうふうに思っていましたので、そういうものも含めて山田議員、そして彦澗の人が納得いくような、そういうことを考えていきたいなと思っています。

また、日程については、防災交通課長のほうからちょっと今説明させます。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 2番、山田誠君の質問は終わりました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時17分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、中学校の制服の統一化について、7番、西村豊君の質問を行います。

○7番（西村 豊君） それでは、私は中学校の制服の統一化ということでお伺いいたします。

現在砂原、森中学校の制服は、砂原中学校がブレザー、森中学校が学生服とセーラー服と同じ町内で違う制服を着用しております。砂原中学校のブレザーのほうが購入金額が高いという声が父兄から上がっております。中学生ともなると体の成長も一年一年変化していくもので、1年生で着ていたものも3年生になれば小さくなり、着れなくなることもあります。その都度制服を新たに買うということは、親にとっても負担が大きくなってしまいます。しかし、同じ制服であれば親戚、友人などのお下がりなどで対応でき、少しでも負担が軽減できるものと思っております。平成17年4月に2町も合併しておりますので、制服の統一化もいかなるものなのでしょうかということで、町としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 西村議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の制服の統一化についてでございますが、制服については各学校、保護者、生徒間で話し合いをして決めてきているところであります。このことから、森中学校、砂原中学校でそれぞれ制服が異なる結果となっており、またそれがそれぞれの学校の特色ともなっております。教育委員会といたしましては、これらの経過を踏まえた上で各学校の判断としているところでございますが、教育委員会で統一化するものでないとも考えております。例えば統一した制服になる場合は、森中学校、砂原中学校と保護者、生徒間で話し合いをして、両校同じ制服を採用した場合が考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（西村 豊君） 教育長の答弁なのですが、今はまだ各学校に任せてあるということの回答なのですが、今父兄の中には、砂原中学校のブレザーというのはこれ特殊みたいなのです。それで、3年間着れないということで、今の小学校の5年生、6年生、来年中学校に入るのですけれども、その親がもう今友達だとか親戚だとかから3年生終わったらちょうだい、まだ古くないでしょう、ちょうだいという、もう奪い合いなのです。とり合っているのです、今。ということは、砂原は40人ぐらいなのかな、中学校の卒業生といたら。そしたら、その40人の中からとり合いもう始まっているわけです。だから、僕が言っているのは、森の中学校と同じになれば広がるわけです。例えば100人なら100人の中からお下がりもらってもできるわけです。それと、ブレザーの場合はワイシャツなのだって。学生服は、例えばセーター着てもTシャツ着てもできるわけです。服を脱がなければ大丈夫なのだよという相談あるのです。ですから、今働いていても、パートやっけてもそんなにたくさんもらえるわけでない。とって子供に入学式にそんな小さいやつ、長いやつも着せれないと。そうすると、それなりのある程度のもを着せるのです、親として

は。そしたら、3年間もたないのです。そうすると、砂原今子供少ないですから、子供が少ないから例えば買ってもし次に着せる子供がいなくなると、兄弟で。そういう現象なのです。ですから、僕は、今父兄の方々から何とかこれ統合したのだから同じ制服にしてもらえないだろうかという声が出ます。出ているのですから、現に。やはりお金が安くて、そして中古品でないけれども、譲ってもらえる枠がいっぱい広がるわけですから、森の場合は。そういうことをお願いしたいのです。どうですか、町長でも教育長でもいいのですけれども。

○教育長（磯辺吉隆君） お答え申し上げます。

ただいま西村議員おっしゃいましたとおり、本当に保護者の方が創意工夫しながら、我が子のためにブレザー上下等々確保しているという状況ではあると思います。私もそのように認識をしております。そして、1年生の入学のときに大き目の制服を購入して3年間使うようにしたり、あるいは上下それぞれ使い分けしながら、例えばズボンだけを途中で買いかえるだとか、そういうこともあわせながらいろんな工夫をされているというふうなことではお聞きしております。ただ、各学校表向き今のような不自由なことがありますよということで保護者のほうから上がっているということは聞いてはおりませんが、しかし今西村議員さんがおっしゃいましたとおり声なき声といいますか、そういうのもあると思います。そういうふうなことで、いずれにいたしましても保護からの制服についての悩み、そしてそれを少しでも解消するための一つの手だてとして、今西村議員さんおっしゃいましたとおりご意見があることを踏まえて、両中学校に対しまして一度この件で話の必要があるだろうと思いますので、私からもその件について両中学校に話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） できれば来年の中学生に入るときからいいのだよと、先ほど教育長が言っていた各学校の判断だと。判断であれば、これはまたブレザーの人もいるとか学生服もいるとかと、1つの学校でそうなればみたくないから、やはりこれは統一しなければならぬと思うので、ぜひ早く、いろいろやっぱり制服でも注文あるのでしょうか。はい、そうですかですすぐできるわけではないと思うから、早目にそういう相談をしてやってほしいなと思っておりますので、ぜひ急いでやってください。

○教育長（磯辺吉隆君） この件につきましては、今の現状になった経過についてはさまざまな経過を踏まえながら今の現状になったとは思いますが、この件については早急に両中学校と私のほうから直に話をしたいと、こういうふうなことで考えております。

以上でございます。

○7番（西村 豊君） お願いします。終わります。

○議長（野村 洋君） 7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、5、森国保病院の改革と運営について、6番、川村寛君の質問を行います。

○6番（川村 寛君） 森国保病院の改革と運営についてを質問させていただきます。

先日町長と事務長から宮原先生と看護師の退職についての説明がございました。当初診療時間の延長を期待していた町長はもとより、患者さん、町民ががっかりしているところがございます。まだ来て問もない先生がどうしてというところが実際の心境でございます。このことに関しまして以下質問させていただきます。

町長、事務長の説明と患者さん、そして町民のとらえ方が随分違いますが、実際のところはどのようなのでしょうか。また、患者さんや町民の話が耳に入っているのでしょうか。

1つ、12月の一般質問で病院側と町民の意見交換会を準備でき次第実行する旨の答弁がございましたが、進捗状況をお知らせ願います。

1つ、1人の先生が退職し、医師の数が減ったことで改革は足踏みということでしょうか。

以上、町長に質問いたします。

○町長（佐藤克男君） 川村議員の質問にお答えさせていただきます。

川村議員の質問で、宮原先生は平成24年6月3日で退職されました。その理由は健康状態でございます。私も何度も先生とお会いし、その都度余り無理をなさらないようにとお話をしてまいりました。宮原先生から6月3日で退職したい、それまで休暇をお願いしたいという申し出がございまして、院長と会談し、宮原先生が相当お疲れになっていると判断し、先生の健康状態を優先し、退職を認めたものでございます。

ご質問の1点目、町長、事務長の説明と患者さん、そして町民のとらえ方が随分違いますが、患者さんや町民の話が耳に入っているのかにお答えさせていただきます。先ほどの黒田議員への答弁でもお答えしておりますが、宮原先生の健康状態を優先し、退職を認めたものであり、先生の病名につきましては個人情報観点から申し述べられませんので、ご理解願います。

2点目の町民の意見交換会の進捗状況についてお答えいたします。4月までに2名の先生に勤務していただき、院内の体制が整い次第町民の皆様とお話をする機会を設けるべく検討しておりました。ご承知のように国保病院の大きな役割の中に時間外救急の実施がございました。この7月から時間外救急、午後5時から9時までを試行する予定で医局の先生初め院内の各部署で検討し、準備を進めてまいりました。これを継続的に維持していくためには町民の皆様が不可欠となりますので、時間外救急、夕方5時から9時までの実施等について町民の皆様とお話をする場を設けたいと考えておりましたが、このような医師の体制になりましたので、時間外救急については現状のままとさせていただくことをご理解いただくとともに、町民の皆様とお話をする機会についても少し時間をいただきたいと考えております。

3点目の医師の人数が減ったことで改革は足踏みするということになるのかということについての質問でございますが、私の病院経営の考え方は町民が安心して受診できる病院になってほしい、それが第一でございます。その後には経営、採算性というものを考える、

これが基本的な考え方でございます。そのためには常勤医師を確保しなければなりません。ご承知のように医師を確保するという事は北海道では非常に厳しい状況になっておりますが、当町では4月から石川周先生を招聘することができまして、現在常勤医師3名で平日の当直、救急医療の確保、そして日常の診療を維持していただいていることもご理解願います。医師の確保については、今後も引き続き努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（川村 寛君） まず最初に、これ私個人的に耳に入ったことなので、まだ実際はどうかというのははっきり突き詰めてあれしただけなのでないのですけれども、宮原先生体調の都合でやめたとおっしゃっています。しかし、話によると函館の病院で働いている現状があるのというような話もお聞きしたので、健康状態が悪ければ働けないと我々一般人考えるのですが、まずそれが1つの私の質問です。

それと、先ほど同僚議員がいろいろ聞きましたので、ここで私がとやかく言うことはないと思うのですが、2月に議会と濁川町内会で意見交換会やったのです。3月には上台町内会とやりました。そのたびに出るのが病院の問題なのです。町長、私12月にご質問したときには、優先順位をつけるのであれば3事業のほかに4番目だというようなお話しなさいました。ただ、それだけこの町内会に行ってもそういう話が出るということは関心事なのです。実際一番何が今問題かといえば、保育所とか給食センターどうのこうのよりもまずそれが一番最初にくるのです。

だから、私先ほどの同僚議員でないけれども、ちょっと地域医療ってどんなものなのかと調べてきたのです。全くいいことを書いていまして、地域医療においては医師及び医療従事者は地域住民全体の幸福を常に考えながら医療活動が求められる、先ほど町長の言った答弁と同じなのです。もう一つ、長野県の若月先生というのかな、長野県がこれ発祥の地なのですが、医療はすべからず地域医療であるべきで、地域を抜きにしては考えられない。だから、先ほど町長何回も言っていますが、医師の確保に全力を挙げる、これからもやっていくと言うのですけれども、私がここで聞いた医師が確保されなければ改革は進まないのではないかというのは一つにはそこがあって、地域住民と病院には開きがあるのです、いろんな意味で。だから、早い話医師側、医療従事者と町民との間のその溝を埋めるのが地域医療の第一歩だと思うのです。いろんな誤解もあるでしょうし、病院側から地域にお願いすること、そして理解を求めたいこと、逆に町民側から病院に対しての要望、たくさんあると思うのです、いろんな面で。だから、耳には入っていると思うのですが、地域にいると色々な話、具体的な話聞きます。だから、私例えば医師1人確保するのと並行して意見交換会なりなんなりをやってほしい。

そして、私、町長に前回12月に運営と経営おまえわかっているかという話聞かれたのです。これずっと頭にあったのですけれども、その状況によっても、とらえ方によっても違いますから、これが正解だよということはないのでしょうけれども、運営とは今であれば

森国保病院、機能がきちっと発揮されるように組織や制度を動かすということなのです、最終的に。経営はその後についてくると思うのです。だから、いろいろ同僚議員もおっしゃりたいこともしゃべったろうし、この後でまた同じ病院の質問があるので、しつこくは聞きませんが、地域の交流会が一番重要な、地域医療に対して地域を抜かすことは考えられないと思います。そこのところもう一回、病院の先生を招聘するのと一緒に並行してできないものかと。病院の現状を知らせ、そしてまた町民の声を聞くということが一番重要だと思えますけれども、そこのところ並行してできないものかどうかもう一度お伺いします。

○町長（佐藤克男君） 川村議員のおっしゃるとおり、それはやっぱり同時にやらなければいけないことだと思います。ですから、地域住民の意見も聞きながら、そして病院のほうの体制を整えていくと、これはやっぱり一緒にやるべきだと思います。

ただ、3事業の行財政改革、これで私は4番目だというお話をしたと思います。これはなぜかという、1つはこの病院改革については我々がやろうと思っても医師の確保がなければできないのです。この医師の確保をして初めて、極端な話を言いますと医師がゼロでは全く何もできないということです。病院の改革はそういうこと。それと同じように医師の確保をしていかなければこの改革は難しいのだという意味での、3事業についてはこれは我々の都合でいろいろなことでやっていくことができますけれども、病院の改革についてだけは医師の確保なくして病院の改革だとかそういうものは非常に難しいのだということです。ただ、先ほど川村議員がおっしゃった地域住民の声を聞きながらそれをやるということについては、私もそのとおりだと思いますので、これは早急に意見を聞く場所をつくりたいと、そのように思っております。

それから、運営と経営については、これは川村議員がおっしゃったとおりでございます。この運営、やっぱりこれはしっかりとした体制を整えなければいけない。今徐々に、先ほどもほかの議員からの質問の中でお話をさせていただきましたけれども、看護師の教育等々も今進めてきております。ですから、これは徐々に徐々に、徐々にというよりもかなり速いスピードで今改革を進めております。たしか60項目ぐらいこれを変えていかなければいけないということで、盛んに今やっているところでございます。

医師の確保、これは非常に難しいのですけれども、今盛んにこれをやっております。ですから、また声はかかっているのですけれども、このお医者さん、お医者さんだから全部健康かというところではなくて、お医者さんもやはり40後半から50になるとみんなどこかここか病気を持っておられまして、正直に言われる方についてはちょっと戸惑ったりなんかしながら、そして医師の確保を進めているというところでございますので、もう少し時間をいただきたいと、そのように思います。

川村議員の言う町民の意見を聞く、そして病院の改革も進めていく、これ同時にやはりやるべきだなど、そのように思いますので、これは実行したいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（川村 寛君） 前向きなご意見で、私も終わろうと思ったのですが、1つ言い忘れていました。国保病院の運営委員会ございますよね。それも私しつこい性格ではないのですが、12月に質問したときに川村、委員会があるときあなたを呼ぶから聞けというようなお話しなさいましたけれども、現に国保運営委員会の委員から私どもにさっぱり声かからないのだよなと、さっぱり会議開かれぬのだよなというのが委員の人の言葉、これ町長にお伝えしておきます。

それと、宮原先生の健康状態どうのこうのというのは、これ以上私たち言ってもどうもならないのかなと思うので、町長の言ったとおりに聞きますけれども、私は決して町長が改革に燃えているというか、病院をよくしようと思っていないとは言っていないのです。現に院外薬局、それから病床数も60にしたし、医療器具も導入しているのこれわかります。ただ、我々もそれに対して反対していないということを十分わきまえておいて走ってもらえれば。

最後に1つ、私どうしてもひっかかるのですけれども、医師の数が足りなければという話よくしますけれども、では医師の数が10割になったときに即変えられるかということに考え直すとそういうふう聞こえます。だから、そうでなくて、例えば3人いたら3人の医療ってあると思うのです。いろんな時間外でも何でも今やめていますから。だから、その中の先ほども言った運営という部分に入るのですけれども、そこを重要視していただきたいというのが我々、そして一般町民から入ってくる言葉に耳をかすとそういうことになろうと思いますけれども、最後にもう一言。

○町長（佐藤克男君） 3人でやれる範囲でのということだと思っておりますけれども、それも考えながらやります。また、やはり医師の確保は、これはどうしても避けて通れない道だと思います。これもやりながら、そしてそれがやはり町民の安全、安心を守る医療体制になると私も信じております。ですから、うちの町ではこれが大切です。今民間のところでもいろいろお願いするのですけれども、森町だけは行きたくないという医師が北海道には本当に多いのです。それほど森町、医者に嫌われているところなのです。そういうこともご理解をいただきたいと、そのように思います。でも、あきらめずにこれは続けていきますので、どうかお守りいただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（川村 寛君） ですから、森町嫌われている理由も住民わかりませんので、理解させるようにしてください。

終わります。

○議長（野村 洋君） 6番、川村寛君の質問は終わりました。

次に、6、津波対策について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告書に従いまして、一般質問いたします。

津波対策について。それで、町長、私の質問、答弁について同僚議員と重複するかもし

れません。そういうことでよろしく願いいたします。

津波対策について。町長は、今年度の町政執行方針の中で地震津波避難計画、津波ハザードマップの見直しや安心な避難場所、標高等の標識設置を行っていくと述べております。去年の3.11の大津波発生以来約1年半経過いたしました。その間に事の重大さをとらえて、9人の議員が地震、津波関連の一般質問をしております。町長は、去年の6月28日の総務経済常任委員会において対応のできるものについてはすぐにも取り組むと、そのように答弁しているにもかかわらず、何ら住民や議会に説明や報告の動きが見られません。災害行政は、迅速な対応が重要であり、住民の安全、安心な生活が強く望まれるところであります。以下、お聞きします。

1つ目として、津波ハザードマップの作成や津波避難所の見直しの住民説明会はいつ行うのですか。

2つ目として、標高、避難経路、避難所の表示板の設置はどのように進めておりますか。

3つ目といたしまして、要援護避難者対策について町内会や消防団、あるいは社会福祉協議会等とどのように協議されて、どのような連携がとられているのか。

4つ目といたしまして、防災教育と防災訓練は幼稚園、保育所、小中学校等の多くの地区の住民を対象に毎年実施する考えはあるのですか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 東議員のご質問にお答えさせていただきます。

森町では、平成24年3月末までに町内30地区の地震津波ハザードマップを作成しました。これをもとに町内会への説明会を実施し、住民へ周知してまいります。その上で、町内会や住民からの要望等、声をいただき、ハザードマップの見直しに生かしたいと考えております。以下、ご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問についてですが、5月30日に森町町内会連合会総会時に町内会長へ説明会のお願いとお知らせを実施いたしました。初めに、6月9日に尾白内町内会で開催し、以降順次各町内会への説明会を実施してまいります。

2点目のご質問についてですが、国道、道道、町道の北電柱、北電の電柱、それからN T Tの柱を利用して表示板の設置を考えており、既に96カ所の現地確認をしております。また、北海道電力と東日本電信電話所有の電柱の共架利用については既に協議を終えており、函館開発建設部や北海道建設管理部への設置依頼も既に行っております。今後は国や道の設置状況を踏まえ、国道を管理しております函館開発建設部及び道道を管理しております北海道との最終協議の上、設置を進めてまいります。

3点目の質問ですが、要援護者の避難については、町内会の場合には町内会長や民生委員、消防団の場合には森町消防本部、また社会福祉協議会などの関係機関や関係課と協議の上、体制の構築について平成24年度末を目標に図ってまいります。

4点目のご質問ですが、今年度の津波避難訓練についてはさわら幼稚園、砂原小学校、砂原中学校において園児、児童生徒、保護者合同による避難路確認と避難訓練を、また石

倉小学校、尾白内小学校、鷺ノ木小学校においても避難路確認と避難訓練を計画しております。また、昨年9月30日に町民を対象とした防災訓練を行ったところですが、本年度においても実施する予定であります。なお、町内各保育所においては、毎月1回噴火、地震、津波等を想定した避難訓練を実施しております。防災教育については、各学校において噴火、地震、津波等に関する知識等についての学習を避難訓練時等にあわせて行っております。一方、町民の方々への防災教育については、女性学級や防災講演会等を利用して行い、防災力の向上を図り、減災に努めてまいります。地震、津波、駒ヶ岳火山噴火に対する防災教育と防災訓練は、いずれも重要であるととらえ、全町民が災害時にはすぐに避難するという意識改革の必要性を重視し、毎年定期的に開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（東 秀憲君） それでは、再質問いたします。

町長、今日現在まで全くそういう動きが見られなかったわけです。住民説明会、あるいはいろんな形で今町長の報告ありましたけれども、私は津波発生から約1年半近く、そして9人の議員さん方が住民の安心、安全を求めて多くの一般質問、そういうようなことを議論してきました。さらに、去年の6月28日、それから10月18日には所管の委員会、そういったものも活発な調査された、そういう議論がされてきております。そういうようなことで、去年の12月に避難計画の見直し案、そういったものを提示する、あるいは今年の3月、津波ハザードマップ、そういったものをつくって、即住民説明会やると聞いておりましたけれども、4月中に議会や、あるいは住民説明会スタートさせるというようなことだったのですけれども、何らそういうふうな動きも見られなかった。そういうようなことで、私は災害行政は迅速が最重要だと、そのようにとらえております。ですから、町長は確かに今は前向きな答弁をされております。ですけれども、今までそういった動きが全くなかったということは、ちょっと私は行政的には怠慢でなかったのかなというような気がします。そういうことで、災害はとにかく迅速にスピーディーに、そして住民の対応をしてほしかったと、そのように考えております。

それと、要援護者避難者対策、これについては高齢者だとか障がい者、あるいは独居老人、それから病弱者、そういったものをとらえての取り組みになるだろうと思います。それで、今までどういった形で協議がなされて、どういう方向が見えてきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、多くの犠牲者を出した東日本の未曾有の大震災、森町においても大変教訓になったことだろうと思います。そういうようなことで、去年実施しました地震、津波に関する住民のアンケート調査、これは7,503戸を対象にしておりますけれども、たった116戸、率にして1.5%の回収でしかなかった。町長は、このような低い調査結果では防災の検証もできないし、防災計画への反映もできない、それで再調査をするのだと、そういうふうな答弁をされております。このアンケート調査の検証によって町民や子供たちの防災意識の

向上、あるいは防災教育に役立てる大事なものだろうと思います。それで、再調査はいつ行うのか、そして回収率を私は30から40%くらいに持っていくべきだと、そのように考えておりますが、その2点についてご答弁をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 町の動き方が遅いというご指摘でございますけれども、ただ東議員も役場におられた方でございますからわかると思いますけれども、基礎になる資料がなければ訓練等々ということについてはできないわけでございます。そのハザードマップがこの3月末にできたわけでございます。そして、全町内会の中でこれから町内会各地回って説明をしますよという申し合わせをして、そして今始めているところでございます。遅く感じるかもしれませんが、そのようなことで今やっているのだということを考えていただきたいと思います。よそよりも早く9月の初めには、一部でございますけれども、避難訓練もやっておりました。また、その避難訓練のおかげでしょう。鳥崎川のところで何か遺失物があるということで大騒ぎしましたけれども、これは本当に警察も驚くほど順調に避難もしたというようなことで、私はそういうものを町民に訓練をしていたおかげだろうと、そのように感じております。

また、アンケート調査、これが1.数%ということになって非常に残念でございますけれども、これについても今後やっていかなければいけないけれども、どうやったらこのアンケート調査、これがもっとたくさんのアンケートをとれるかということについては、これをまず考えていかなければいけない。ただやればよいというものではなくて、これを上げていくためにどうやったらいいのだと。これは、逆に東議員に教えてもらいたいくらいです。これは、本当に役場のほうも広報に入れてやってもこの程度なのだなと。これをアンケートをとるのにはどうしたらいいかということで今頭を悩ませているところです。これは、町民の意識も多分もう既に熱さ過ぎればというところについているのかなということでも残念に思っております。しかしながら、これもどのようにしてアンケートが高い率で回収されるか、それを図っていきたいと、そのように思っております。一つの方法としては、各町内会にこのアンケート調査をお願いして、そして各地からいただくという方法も一つの方法ではないのかなと、そのように思っております。

それから、要援護者への周知徹底でございますけれども、これも今始めたところでございますので、これからもこれについては、ご存じのようにひとり暮らしだとかそういうのは個人情報に関係もございまして。そういうものも含めて、どのような体制でやっていけば一人残らず要援護者についても避難させることができるかということについては、今盛んにいろんなことでシミュレーションしているところでございますので、もう少し時間をいただきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） 町長今アンケートの件で私に知恵をかしてほしい、そういうふうにお聞きしましたけれども、去年の配布されました災害、地震、津波等に関する意識調査、

こういうようなものを7,503戸に配られたと思います。6ページです。その中には災害から私たちの生命や財産を守る最大の力となるものは、日ごろからの私たち自身の防災意識なのですと、そういうふうにしてうたっています。ですけれども、ここにもう少し配慮の足りない部分3カ所ばかりあります。1つは、この意識調査は提出は任意です、言うなれば出しても出さなくてもいいよと、これでは1.5%しか回収できないと思います。それから、提出方法、砂原支所に持ってきなさい、それから役場の本庁、ここですね、持ってきなさい、直接持参してきてください、あるいは持参できない方は郵送してください、郵送料は自分持ちです。こういうアンケートではたった1.5%の回収率、それしかありません。ですから、こういったものについてはもう一度書き直しながら、再度その調査をしてほしいと思います、その辺の考え方はどうでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 東議員、全くそのとおりです。私もそこについては思っていました。ですから、第一に出しても出さなくてもいいよと、とんでもない話です。全員出さないと、出してくださいという強いお願いをしなければいけない。また、持ってこいではなくて、役場の人間が回ってもいいのではないかと、または町内会にお願いして必ず1軒1軒出してくれというお願いをすることも私は大切だと思います。ですから、その辺も含めて、これはアンケートの1.5%ではなくて、東議員の言うように4割、5割のそういうアンケートを集めなければ本当の意味の防災対策ができないかなと、そのように思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 14番、東秀憲君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、郷土館（2館）の利活用について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） 私からは、教育長に質問をさせていただきます。郷土館2館あります。その利活用について質問をいたします。

町の歴史を顧みるときに、自然環境に恵まれた地でもあると思います。また、時には自然災害の恐ろしさも身をもって体験もしたところでありましょう。一方、海では恵みであふれた時代もありました。こうした時代を支えた多くの用具等が今は眠っております。これらの器具等を展示し、閲覧をしていただくことが必要と思っております。資料が保存されております。また、郷土館には昭和4年6月17日駒ヶ岳の大噴火を再現した貴重な資料、写真等が保存、展示されております。また、郷土資料館には現代までの生活の様子が再現されておりますが、最近ではほとんど利用されておられません。これからの社会を担う子供たちに郷土に対する先人の生き方、風俗、慣習、産業などを理解していただくことによ

で郷土愛がはぐくまれるのではと推測をしております。郷土資料館の格納庫が地下に2カ所ありますが、整理がなされていないと思っております。郷土館の展示館ではほこりがあり、入り口の草刈りもされておられません。以下、お尋ねいたします。

2館ともオープン当時は管理人を配置をしておりましたが、現在は不在であります。そのわけは何でしょう。

2つ目として、この施設の可否についてその理由をお聞かせください。これから継続するというのであればその理由、またやめるよといてもその理由、それをお話をしていただきたいと思えます。

それから、3つ目、この施設の今後の活用方法等についてお話をいただきたいと思えます。

以上、3点についてお願いをいたします。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員のご質問にご答弁申し上げます。

郷土館（2館）の利活用についてでございますが、ご質問の郷土館2館とのことでありますが、森町郷土館条例により設置されている砂原地区の森町郷土館と森町公民館2階に整備されている郷土資料室の2つがございます。1点目の2館ともオープン当時は管理人を配置しておりましたが、現在は不在であります。そのわけはとのご質問であります。森町郷土館につきましては、昭和50年の開設当時は教育委員会の職員兼務で常駐しておりましたが、入館者の減少が続いたため常駐をやめ、見学の申し入れがあった場合に入館させる形に変更しております。また、公民館の郷土資料室においても以前は臨時職員を配置しておりましたが、利用者の減少のため職員での対応をしているのが現状であります。

2点目のこの施設の可否について、その理由はとのご質問でございますが、今後においても活用すべきと考えております。なお、理由につきましては、次の3点目の中で申し述べさせていただきます。

3点目のこの施設の活用方法はとのご質問でございますが、森町の将来を担う子供たちに先人の生き方、風俗、慣習、産業などを理解していただくことにより郷土愛がはぐくまれると私も感ずるものであります。当該施設につきましては、小学校の一部の学年で社会科の授業で活用されているところでありますが、小中学校の郷土史の学習の場として活用されるよう各学校と協議をしておりますとともに、教育委員会の所管する各種団体等にも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（中村良実君） もうちょっと詳しく答弁欲しかったのですが、簡単にされました。

まず、第1問目です。ここの公民館の中にあります資料室、これは昭和46年に公民館が完成しておりますから、それと同時にあの資料室がオープンをしております。その当時は、あそこの現在ドアが2枚あります。あのドアをオープンにしまして、その前に職員が1名待機をされて、閲覧に来た方々にご案内をしていたという記憶私あります。恐らくそれが

ずっと昭和の終わりころまでやっていたのではないのかなと、そのような気がしておりますけれども、その後も何年間はそのドアをオープンにしておりました、勤務時間に合わせて。でも、そのときは展示品には一切閲覧する人方は、常識のある人方なのでしょうか、さわることもなくして、注意を受けることもなくしてオープンをしていた。その一つの大きな理由は、教育長、現在の視聴覚室ありますね、2階に。あそこが公民館の事務所だったのです。それがあって、目が届く、そういうこと等もあって恐らくは配置をやめたと思います。ですから、そのようにきちんとされておりました。そして、きちんと整理もされて、展示もしておりました。そして、中の展示品も交換しておりました。その交換している中で、これだけでは資料もうちょっと足りないのではないの、それからこの皆さんから協力をしていただいて集まった資料等についても保管庫がなければだめであると。それで、駐車場であったところの一部にその中に保管庫を用意しました。現在もそれあります。地下の車庫の中に2つあります。教育長、その2カ所見ましたか。現場を見ておられますか。それに教えてください、後から。2カ所ありますから、それ見てください。それから、展示されている展示室も見たとするなれば、その感想もお話をしてください。それがまず第1点です。

それから、2つ目なのですが、今教育長は2つ目、これ3つ目とあわせてお返事してくれましたのですが、これからも続けていきたい、続けていきたいと言っています。言いました。これは大変重いことなのです、続けていくということは。教育長はどう思うか知りませんが、続けていくということは、私から言わせると続けていくなればあそこに説明員が必要なのです。現在今社会教育課の中に公民館があります。その中であの資料室、森のほうです、資料室の中説明できる人おられますか。いないでしょう。いないです。職員の中で古い用具、農業にしても、漁業にしても、一般家庭で使われたものにしても、見てこれはこういう時代でもってこのように使ったのですよと説明できる人私はいないと思っています。そういうことから考えて、これからも継続するという考え方だと私は思っているのですが、それらの対応をどうするのかという問題です。そして、現在もあの展示室は、それも恐らく教育長は入っていないから今回こういう答弁しているのだと思うけれども、あれは展示室でないです。ただその道具置いているだけです。整理整頓されていないのです。しかも、その中には貴重な資料があるのです。鷺ノ木の資料館を閉鎖したでしょう。鷺ノ木資料館で展示していましたでしょう、榎本武揚のものとかいろんなもの。それを全部持ってきたでしょう、こっちに引き揚げてきた。それ展示していないです。ただ置いているだけです。あれは展示なんて言いませんから。教育長、答弁するとき現実を見ていただきたい。そういう今は状態。でも、教育長は続けていくと言っているのですから、どういう考え方で続けていくのか、そういう点についてもお話しください。

それから、もう一館、砂原のほう。教育長、砂原のところ1回か見に行きましたか。見に行っていますか。では、いいです、話が通用します。砂原の資料館、これ50年の3月にオープンしているのです。このときも、私の考え方が違っていたらごめんなさい、ここに

もいたのです、職員が。私何回か、2回か3回行ったときにはちゃんと説明する人もおりました。現在はいないのです。いない。あえて私質問の中で前段に言っているでしょう。草刈りもしていない。草刈りしていますか。していますか、今年になって1回か。現場見えていますか。見ていませんね。草刈りしていません。あれどういうふうにしてお客さん行けますか。見学者が行けますか。そして、私きのう遅くに、9時過ぎに現場を見るのに行ったのです、今日のこれがあるから。このぐらい残して上だけは刈っている。だれか手を入れたのです。今日は質問あるからということで恐らく手を入れたと思うのです、私。あれ草刈っていると言えないです。そういう現状です。そういうことをわかっていてこれからもやるのかどうかということをお答えいただきたい。

それから、3問目、この利活用なのですが、私はこれも酌んでいただきたい。町長は、こう言っているのです。高速道路、15年になりますと新幹線が来ます。逆ストロー現象が起きます、起こす。起きるのではなくて起こすというのです。それは何かというと、こうした施設を観光施設として生かしたいという町長の腹づもりがあるのです。これは私間違いでないと思っているのです。ストロー現象でもって今いなくなると心配しているのです。でも、町長は逆ストロー現象を起こすのだと言っているのです。その一助がこうした歴史的なもの等がこれから大事になってくる時代なのです、森にとっては。恐らく教育長はそれまで考えていないでしょう。町長はそう言っているのですから。そういうこと等もきちんとわきまえていただきたい。それでなければ意味がないのです。

それと、あそこの砂原の資料館は鉄筋コンクリートづくりなのです。すばらしい建物なのです、あれ。六角形かな、すばらしい建物なのです。そして、もう一つ欲を言うのであれば、つくった当時はあの地下を収納庫にしたはずです。できるのです。そのぐらいのスペースもありますし、高さもある。だけれども、現在はだめです。上のほうの駐車場の水が流れて行って、そこに入って行く。排水に使われているのかな、使われていると言ったら使われているのかな。ですから、すばらしい建物ありながら、使い方がゼロなのです。

そして、教育長、教育長はきっと質問の中でこういうことも出てくるであろうと予測していると思うのですが、現在この2つ、森と砂原、どれだけの方々が見学されておりますか、どれだけの方。私今資料もいただいたのですけれども、砂原のほう、お見事です。お見事なのです。例えば23年度見ますか、去年の。一般の方が見学されたの19人です、19人。すばらしい建物、すばらしい展示をしていながら19人なのです。19人。23年は19人。22年、22年はちょっと多いのです。37人ほど一般の方々が見ている。これだけの人なのです。20年なんかは42人、それでも幾らかだんだん、だんだん細くなってきている。それから、森、森はどのぐらいあるのかな……失礼しました。私19人と行ったのが森のほうです。だから、ほとんどないのです。ないのです。

そこで、教育長、これ私の提案です。提案というよりかこれをやっていただきたい。砂原のほう行くでしょう、砂原の館に行く。そうしますと、どこから入っていきますか、道道走って行って。看板がないですもの。あるのは砂原の駅の案内。そして、教育長、砂原

のやかたの前に行ってみなさい。草も刈らさっていないけれども、ここは資料館でありますよという看板がない。

それから、私なぜ大事にしなければだめかという、砂原の場合特にそうなのです。昭和4年の噴火を再現しているのです、あそこは。音響装置もきちっとなっているのです。だけれども、今壊れて音は出ないと言っていました。あれ昭和4年の噴火の音、噴火の状態を再現しているやかたなのです。教育長、学校教育が忙しくて社会教育に目を向ける暇がないかもしれませんが、教育委員会は私は学校教育ではなくして社会教育が第一だと思っていますから、全然目を向けていただけなくて残念で仕方ありません。そういうことをもう一度考えていただきたい。

2問目です。これのお答えをいただきます。

○教育長（磯辺吉隆君） お答え申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、当時はドアをオープンして、職員1名を配置したというふうなことでございます。今現在、森の公民館の資料室の件について特化してお話ししますと、今社会教育課が1階にございます。当時は2階にあったというふうなことでございますけれども、やはりそういう今現在の制約された中で、今の1階の窓口の中で対応をして2階にご案内なりして、あるいは説明なりをするというふうなことが現実的な対応かなというふうなことで私も思っております。ただ、現在のままでそのままがいいのかとなれば、私も現在のそのままではやはりいいとは思ってはおりません。他町に行きますと、七飯には歴史館がありますし、それから仕事で松前のほうに行きますと常に町民会館の横には展示室がオープンになっていまして、自由に出入りできるというふうな状況で、本当に手入らずでどなたでも気軽に見学できるというふうなことでうらやましいとは思っております。ただ、先ほど中村議員さんがおっしゃいましたように19人、これは森の資料室の一般の方の利用人数でございますが、やはりPR不足も中にはあるのかなと。ただ、こういうふうなことは大事なことでありますけれども、興味を持ってはいるのでしょうか、なかなかやはり足を運んでいただけないというふうなことも一方ではあるのかなと思っております。ただ、そういう利用がある方については、やっぱりそういう対応もしていかなければならないだろうというふうなことでは思っております。

それから、現場を見ているのかというふうなことでございますけれども、何回か資料室については私も見ております。当然今回の一般質問に当たっても見ております。やはり私どもが一番郷土の先達といたしますか、先人の方々のご苦勞があつて今の私どもの生活、暮らしがあるのだというふうなことを再認識させられるそういう場所であるものと私は思っております。そういうふうなことの場面に立った場合には、やはり今私どもというのは先人に対する敬意と、それから謙虚さをその空気の中で感じているところでございます。感想ということでございますけれども、正式な展示室かと言われればなかなかちょっと中途半端だなという感じはやっぱり否めないというふうなことは素直に私も思っております。しかし、まずはその中で、大人もそうございましょうけれども、やっぱりこれからの将

来のある子供方がそういう先人の生きざま等々を見学するというふうなことは、学校教育ももちろん大事でございますけれども、その根っこにある社会教育の重要性、そういうふうなことも考えた場合には私も中村議員と同様の考え方をするものでございます。

それから、説明員の対応でございますけれども、改めて説明員をそこに常駐をさせて対応するというふうなことは今の段階ではまだ考えてはおりませんけれども、ただこの今現在の中の郷土資料室あるいは郷土館というふうな中で今後どういうふうなことがそういう説明を求められた場合に対応できるのかというふうなことは、遅きに失した面もあるかもしれないかもしれませんが、検討をしていきたいというふうなことで考えております。

それから、草刈りの件でございますけれども、郷土資料館、確かに今ちょうど夏に向けて草の勢いもある時期だとは思いますが、今回に向けて草刈りが正面刈ったかどうかはちょっと私も定かなところではございませんけれども、いずれにしても今現在そこは会所町の第1町内会が管理してございます。それから、適宜うちのほうでもその草刈りを実施しているところでございます。その回数多ければ多いほどいいのでしょうけれども、その辺も今後会所町の町内会の方々と改めてお話ししなければならぬのかなというふうな感じを持っております。

それから、今後の利活用の関係でございますが、やはり森町には観光資源多々あると思えます。その代表的なのは将来に向けてのストーンサークルの利活用というふうなことだとは思いますが、ただ郷土資料館そのものについてもこれからどのような形でそれを一般の方々に見ていただくかと。私個人的な意見は、生涯学習課に行けば中島課長とは私の個人的な考え方も含めてあれこれ、あれこれ1度や2度ではなく何度でもその見学の方法について話しするところでございますけれども、それはやっぱり財源の問題もあり、なかなかすぐにはいかない部分もあるのかなというふうな形で考えてはございます。

いずれにしても、多々ありますけれども、見学者の数を増やすその一助として考えていかなければならないと思えますし、それからその一つとして案内の看板も今現在ないというふうなことでございますので、それについてもどのようなことが一番郷土資料館の案内板が適切なのかどうかというふうなことも含めて検討してまいりたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（中村良実君） 最後の質問なのですが、私が思っていた答弁が返ってこないのですが、ただ返ってこない中でもって仕方がないのかなと思うのは、財源という問題出てくると弱いのです、我々は。財源というものが出てくるとちょっと弱くなる。でも、財源というのはどうするのかといたら、担当課なり、そのトップなりが苦勞をして町長と折衝をして財源を得るものだと、私はそう思っているのです。自分たちが、教育委員会が財源がある、ないというのは、最初からないのですから。ゼロですから。行政としっかり、役場のほうとしっかり協議をして、そして財源は最後は教育長と町長の話し合いでもって

つけていただく。町長はつけてくれると思います。逆ストロー現象を起こさないとだめなのですから、森町は。そんなことを大きくして言っているわけですから。それを達成するには、こうしたものを観光資源にしなければ人が寄りつきません。来ません。ですから、町長にそしたら逆ストロー現象どうして起こすのと言えればいいのではないですか。その本音は何なのですかと。そうすると、うんと言って予算つけてくれますよね、町長。私はそう思います。そういうふうに観光資源が今あって、なぜ私あえてその財源のこと言っているかという、ストーンサークルの問題があるのです、ストーンサークルの問題。教育長考えていないかもしれぬけれども、これは恐らく町長も考えていないと思います。先の長い話になりますから。ストーンサークルも逆ストロー現象の一つなのです。それどこの管轄ですか。教育委員会の管轄でしょう。そうしたものを一括して考えていかなければだめなのですから、森町。全然考えていないですもの。考えてください。

それから、窓口でもって対応する。例えば森の公民館2階ですから、おりてきて中見たいのですけれどもと言うとできるかもしれない。だけれども、説明する人が展示されている内容を把握しておかないとわからない、説明のしようがないと私は思うのだ。だから、時には砂原のほうと森のほうで担当者が一堂に会して勉強会やればいいのです。あえて勤務時間終わってからやれというのではなくして、勤務時間中にやればいいのではないですか。森は2階から1階でいいのですけれども、砂原の場合行くと、教育長、あそこに知らない人が行って、これ資料館だな、でも錠かっている、これどうしたらいいのだろうと戸惑います。ここに連絡してくださいと案内もない。本当に社会教育やるのかな、本当に社会教育に腰を入れてこれからやっていくのかと心配でしょうがないです。学校教育は現場があって、校長先生もついていて、しっかりやっていくからいいのです。社会教育はそういう人いないのですから、社会教育は一生懸命教育長力を入れてください。それでなければ森町よくなりません。

それから、教育長は今PRも不足している、言われて気がつくのではなくして、早くに気がついてそのPR方法を考えていただきたい、私はそう思います。これについてもう一度、これからどう進めていくのかより具体的にお話をしてください。

それから、私は、財源云々と教育長は特に草刈りのこと言っていました。あれ1時間もかからない、あそこの駐車場草刈りするの。常によその人を迎えるときには迎える化粧をしておかないとだめなのです。ですから、教育長、それにもちゃんともう一度お答えをしてください。そうしなければ、私はこのやかたというのはややもすればだんだんなくなっていくのかなと心配です。危惧しています。だから、なくしないようにしっかりと森町民の財産だと考えるならば私はもっと力を入れるべきだと思います。そうしなければ、これはやがてはなくなります。せつかく先人の偉大なものがあるのですから、それらをきちんとやっていただきたい。特に砂原の場合には噴火というのを背負っているわけですから。だから、昭和4年のことをもう一度今の若い人方、教育長、小噴火あったときに教育長はおりましたか、役場職員で。おりましたよね。ですから、教育長、きちんと、平成8年で

すね、あの小噴火あったのは。体験していると思いますけれども、体験していれば噴火の恐ろしさというのわかるのです。町長はしていないからよくわからないと思いますけれども。だから、そういうこと等もある。だから、砂原のあの資料館というのは大事なのだよというのは私そこなのです。昭和4年のあの噴火の音からわあっと出てくるのですから。そういうこと等も今の子供たちにも教えておく必要がある。津波ばかりではないのです。森の場合は噴火という大きなものがありますから。そういうこと等もきちんと教育委員会として考えていただきたいと思います。それらについてももう一度いいお答えをさせていただきたい、そう思います。

それから、特にこれは答え要らないのですが、お願い。森町のストーンサークルを含めた中でこの資料、森町にある文化財等をどのようにこれから活用していくかということ一度これを計画をした中でもって提示をしていただきたい。これは答弁要らない。私の要求だけです。これはそういうふうにしてください。それでなければ森町の資源がなくなりますから。

今の何点かについてお答えをいただきます。

○教育長（磯辺吉隆君） ご答弁申し上げます。

数点ご質問あったと思いますが、まず現地に行って案内板がない、それからそこに来てどこに連絡もしたらいいかわからない。これは全く中村議員さんと私も同様に考えます。これは何とかしなければならぬ話だとは思いますが。

それから、窓口の対応でございませぬけれども、具体的にご提案ございました。なければいような形の職員同士勉強をする、これもそのとおりで私は思います。具体的にご提案ありがとうございます。

それからあと、全体的なPRでございませぬけれども、これも具体的な方法についてどういう方法があるのかというふうなことをまず内部検討をさせていただきたいと、こういうふうなことで思います。

それから、町内会の関係等も管理のありようについて再度これは検討しなければならぬというふうなことで思っております。

それから、観光資源の関係でございませぬけれども、これについてはうちのほうの社会教育の職員とはストーンサークルの活用についても、いろんな団体もございませぬけれども、私は話しするときには雑談の中で、余りまじめな話はしません。まずはとっぴでもない話から入って行って、そこで思い、そういう考えを膨らませながら徐々に具体的な現実的な話に入っていくと、こういうふうなことで、私はあえて意識的にそういう職員と話しております。言われた職員は多分大変だと思いますけれども、やはりとっぴでもない話からしていろんな思いを膨らませた中で将来の夢を語っていきながら、そしてだんだん現実的なところへと落としていくと、こういうことが私はあってもいいのではないかなというふうなことで思っております。

いずれにしても、今中村議員さんから提案も含めたいろんなご質問ありましたけれ

ども、その意を踏まえながら、内部でどういうふうなことができるのか再度検討をさせていただきたいと、こういうふうなことで思います。

以上でございます。

○10番（中村良実君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 10番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、8、今後の国保病院運営について、5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今後の国保病院運営について。国保病院運営は大変厳しく、毎年多額の一般会計からの繰入金などで事業運営をされている状況でございます。町内は、数件の個人病院があるわけですが、その多くの病院はたくさんのお客さんが診察をされていると聞いております。その反面、国保病院は入院患者、外来患者数が減少し、大変厳しい状況であります。この多くの要因の一つには、国保病院と患者との信頼関係が低下しているのではないかと思います。今後の信頼回復、また健全な病院運営を図る上でも何点かお聞きをいたします。

1、病院側としての今後の体制や考え方は。

2、町民の意見を反映とされる病院運営委員会の実態について。ア、開催回数、イ、協議内容、ウ、委員会の意見が反映されたものは何か。

3、診療姿勢に対し家族から抗議（民事裁判）と聞いておりますが、これは事実か。また、過去にも類似することがあったのか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○町長（佐藤克男君） 前本議員のご質問にお答えさせていただきます。

国の医療制度改革により医師の不足や地域偏在が著しく、一部の地域では病棟の閉鎖や診療科の休止など地域医療の確保が極めて厳しい状況が続いております。当町においても安定した医師を確保することは非常に厳しい状況が続いており、そのことによって患者さんが減少し、病院経営に影響を及ぼしている要因の一つと考えております。

1点目の病院側としての今後の体制や考え方はというご質問にお答えさせていただきます。私の基本的な考え方は、町民が安心して、受診できる病院になってほしい、その後に経営、採算性というものを考えるとお答えしております。そのためには常勤医師を確保しなければなりません。医師を確保するという事は非常に厳しい状況になっておりますが、当町では4月から石川周先生を招聘することができまして、現在常勤医師3名で平日の当直、救急医療の確保、そして日常の診療を維持していただいていることもご理解願います。医師の確保に努め、安定した医療を提供できるよう引き続き関係機関に要請してまいります。

2点目の病院運営委員会の実態についてについてお答えします。病院運営委員会の開催数は3回、平成22年の3月、平成22年8月、平成24年3月、2番目の協議内容でございますが、病院の経営状況、病床数の削減、医師との懇談会、病院運営等についての協議をしていただいております。委員会の意見が反映されたものにつきましては、病床数を87床か

ら60床に削減、医療機器の整備充実、院長への委任事項の拡大、院内の機構改革、委員による懇談会の開催等でございます。特に平成24年3月の運営委員会では、多忙な医師に出席していただくことについては委員会の回数も限定しなければならないことや限られた時間で議論が制限されてしまうこともあり、委員さんの懇談会を開催したいというご提案がございましたので、そのような方向で考えております。

3点目の診療姿勢に対し家族からの抗議、民事裁判と聞いたが、事実か、また過去にも類似することがあったのかの質問にお答えします。現在病院の診療姿勢等に関する民事裁判は起きておりませんが、先般ご家族様から病院の診療内容についてご指摘をいただいている点が1点ございます。この点につきましては、現在進行中のため詳細についてお答えできませんので、ご理解願います。また、過去にも町に対する医療裁判はございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） 同僚議員も類似するような質問が午前中もございましたので、ちょっと重複するところもございますが、よろしく願います。5点ほどちょっとお伺いをしたいなと思います。

まず、1つ目ではありますが、町長は医師、今人数は申されておりましたけれども、以前から6名の体制の医師を確保した上で夜間診療や救急患者の受け入れなどが充実し、病院の運営から経営に実現できるというようなお話をされておりますが、実は私はそういうふうになるのかなというふうにちょっと疑問をしているところでもあります。過去新しく赴任をされてきました数名の医師もいずれの理由にせよ早期退職、また看護師も6名の退職、現在また先ほども申されておりましたけれども、未確認でありますけれども、さらに退職を希望されているとおっしゃっている情報も入っているわけでもあります。これは、看護師も大変な思いをされているようにお伺いしております。さらには、元看護師長のさくらの園への異動、町民は病院に対しまして本当に一体どうなっているのだということで、あきれた状態で病院に対して大変不信感を抱いているというのが私の耳に入ってきております。病院内の機構改革もなされたようでございますけれども、職員は本当にこの機構改革について理解をしているのでしょうか。看護師の働きやすい環境づくりに本当に担っているのかというふうな疑問をしているところでもございます。これらを見たときには大変異常なお話ではないかと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。これがまず1つ目です。

2つ目になりますが、医師が早期にかわるということは、患者にとっては安心と信頼関係が保たれるはずがないのです。個人病院の繁栄する要因の一つの中には、医師がかわらず診察ができて、継続された信頼関係が保たれるということで繁栄をされていると私は思っております。医師確保には紹介業者利用など多額の費用が、先ほどもお話をされておりますけれども、かかっている方もおられたことや、その後の病院運営に何らかの影響があるとしたならば、これはやっぱり大きな問題として任命責任の問題も視野に入れてい

かなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目ですが、病院の運営委員会についてであります。病院事業のあり方を検討するための附属機関でありまして、諮問、または調査のための機関でもあるわけであります。現在不満のある委員さんも多くおられるようでございます。信頼される病院経営を目指すのであれば、もう少し幅のある、意欲のある委員さんの意見が取り入れやすいような、反映されるようなそんな規則改正も視野に入れ、病院運営委員会のあり方を検討することが必要ではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

4つ目になります。診療姿勢に対してでありますけれども、私は医学に対し大変無知でございますので、意見を述べることは控えておきますけれども、昨年度、そして今年度もそうでありましたが、患者の家族が不安と不満を抱いた診察があったと聞いております。ここにあるのですが、これは関係者より生々しいメールもいただいております。これはここで報告することできません。私は、このことについて事実の究明を求めることではありませんけれども、このお話も町民が病院に対して不信感を抱いて、診療患者が減っている理由の一つではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、5つ目なのですが、先ほど同僚議員の質問の中で町長の答弁がなかったのも、私のほうで質問関連がございますので、お聞きをいたします。宮原先生のことなのですが、6月3日付で退職後すぐ函館の病院へ勤められております。これは現実勤められております。そのときに、5月29日に宮原先生のメールの発表でございますが、これから心機一転さわやかな気持ちで診療に励みますというメールが私のところに届いております。町長の言う体調の不良なののでしょうか。また、6月分の給与については重複していると、その病院でももらえるし、当町の病院でももらえるという形になろうかと思っておりますが、その辺もいかがお考えでしょうか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 医師、私は6名欲しいのだということを言っております。6名がこれはパーフェクトでしょう。でも、これに近づけてやっていかなければいけない。これができるか、できないかではない。やはりこれに対して挑戦していくか、挑戦していかないか。挑戦しなければこれは今3名いる医師が2名になるかもしれませんし、1名になるかもしれません。ですから、これは私はこの6名を一つの目標としてやっていかなければいけない、そのように考えております。

あきれた状態だと、今のこの森の国保病院あきれた状態だと議員はおっしゃられますけれども、今まで何十年間もこのあきれた状態が続いていたのではないのですか。それを今直そうとして、病院も躍起になってやっているのです。このところを議員も、あなたも長いこと議員やっているわけですから、その辺のところの責任も私は感じていただきたい、そのように思うわけでございます。今これは私初めとして病院の中でも大変な思いして、院長を初めとして大変な思いして取り組んでいるところでございます。これについてはご理解いただきたいと思っております。

医師が早期にかわる、任命責任があるということですがけれども、医師が早期にかわるこの原因について、今町では道にお願いして医師を探したりなんかしております。また、突発で医師が休まなければいけないときに医師をお願いして来てもらっています。前は北大の第一外科にお願いするとすぐに来てくれたものでございます。しかし、医療制度が変わって、それがままならなくなりました。ですから、あちこちに頼まなければいけないという状況にあって、森と聞いただけで医師は来なくなるのです。それほど森町に対する医師の反応が非常に悪いということもこれも議員は知っていただきたいと、私はそのように思います。何せ非常に横暴だ、言葉が乱暴だ、これは患者さんのことですがけれども、そういうことを言うのです。例えば朝から腹痛かったのだけれどもと夜2時ごろになって来る、これは医師にするととんでもなく頭にくることなのです。そういうようなことが1晩のうちは何回も続くと、もうあの森の病院だけは行きたくないと言って、今は市立病院の中ではほとんどの人が森の病院に来ないということがうわさになっているのです。これは、現実として言われております。しかしながら、夜間診療をやめたということで、今森の病院も変わってきたよということで少しずつ少しずつ来るようになってきております。任命責任、確かに私や院長もその任命責任になるかもしれません。しかし、これをこの医者が病気だからどうのこうの何とかと言っていたら一切医者と呼ばれなくなると思います。私は、事務長には失敗してもいいから、失敗してもいいというのは調べて病気持っていたらだめだよと、そういうことを言わずに、病気の人でもいいから来てもらって、そしてその中で何とかやってもらえるようなことも考えなさいと私は言うております。そうでもしなかったら、病気の人だめだと言ったら、もうそれだけでほとんどのお医者さんは来なくなる。お医者さんはかなり体に無理をしています。ですから、ほとんどのお医者さんは病気持ちです。若手の人が来てくれればいいですけども、森町に若手の人はほぼ来てくれないのだということもよく現状も知ってもらいたい。

それから、運営委員会、これは確かに運営委員会少ないです。私もそう思っております。しかし、今までの中で運営委員会を開いて、そしてそれにこたえることができない。運営委員にこういうこともやってもらいたい、ああいうこともやってもらいたいと言われるのだけれども、こたえることができない。この現状というのは、現場の人間にすれば非常につらいところなのです。そういう意味で、数が少ないですけども、これはそうはいつでもやらなければいけないだろうということで、今やるように努力させていただいております。

それから、4番目の診療姿勢に対して不安があると、今何かコピーを持って出していました。多分私の知っているコピーでしょう。これは、我々が判断、森町の国保病院が判断することではなくて、公的な機関にどういうものかということで今判断を仰いでおります。そして、その結果として、今これからそういう森町の診療の内容について疑問を持たれた方にはその旨お答えしようとしております。ですから、これは事実であれば森町の病院は批判されなければいけませんけれども、事実でないものが誤解できている、そういうこと

もあり得るわけでございますから、決してそのコピーのものを信用して、私はなぜそういうものが出回っているのか非常に疑問に思うわけでございますけれども、そういうものは病院としては一級の秘密書類でございます。よそに出てはいけない資料がそのように出ていること自体私は非常に残念に思うわけでございますけれども、そういうものがあって、そして森町の国保病院が信用を落としていく。それがまたもちろん議員から第三者に渡るようなことはないと思いますけれども、そういうものが第三者に渡るようであれば議員も森町の国保病院の評判を落としていると、私はそのように思うわけでございますけれども、そんなことはないと思います。その資料については、今後公的な機関で審査して、そしてそれがどのようなものかということについて国保病院に連絡が来ることになっております。

それから、宮原先生、函館でもう既に働いているという話は私も聞いております。それは、私は個人の自由だと思います。しかし、かなり私は重い病状であったと、そのように判断しております。私も判断しております。多分この病気については、私はここでどういう病気かということについては言うわけにはいきませんが、黙っていればわからないでそのまま仕事につくことができますけれども、非常に私は危険な状態にあると、そのように思っています。ですから、これについては、宮原先生がいつからどこで働こうが私としてはそれについてどうのこうの言う話ではないと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（前本幸政君） 考え方の違いというのですか、これはなかなか難しい部分だと思います、病院運営というのは、経営という部分は。今、議会のほうでも町のほうでも3事業の民営化の審議をされているという中で、まず私はそれよりも病院の改革が先でないかなというふうに思っていたわけでありましてけれども、先ほど町長4番目というようなお話もちよっとされておりましたけれども、これをやるにはまず信頼関係がなかったら何やってもだめなのかなというふうに思っているわけでありまして。改革しても町の施設の病院のイメージがダウンするのであれば、やっぱりどんな改革してもだめなのかなと。基本はまず病院の中の改革から始まるのかなというふうに、信頼関係から始まるのかなというふうに思っているところでございます。どんな病院を目指すか、それぞれの考え方はあると思いますけれども、やっぱり今町長が言ったように町民が安心して受診できるようなそんな病院体制を、これは僕も同じような気持ちでいるのでありますけれども、それを目指していくということで、先ほども申しておりましたけれども、医師が確保されなかったら改革はできないのだというような考え方でなくて、改革をしてそれに合わせた医師を入れるというような改革の考え方もやっぱり必要なのかなというように考えも私は思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 改革して、それに合わせて医師を合わせていく、もちろんそうしたいのはやまやまでございます。しかし、その肝心の医師が森町に合った医師はいないのです、現状に。ですから、来てくれるという医師に合わせて今改革をしていかなければい

けない、これが現状なのです。これが昔のように北大からお医者さんを送られてきたときには、何かあったら北大のほうにこの医師では困るから、こういう医師を送ってくれというようなことも要望できたのです。しかし、今はできない状況にあるのです。これは、長年この町民と病院の信頼関係がおかしくなっているということについては、議員ご存じのように今始まったことではないのです。今始まったことではなくて、もうずっと長いことなっているのです。しかし、これをほっぽっておいたのです。ですから、病院の看護師さんでも何でも身分の保障だとかそういうものについても非常に置き去りにされておりました。こういうものについても今盛んに改革をしていっているところなのです。改革しないほうがいいのかと、やっても悪くなるならやらないほうがいいのかと。やらなかったらどうなるのですか、議員。町民の健康守れるのですか。森の開業医だけで町民の安全、安心守れるのですか。これは、私はどう言われようが町民のためにいい病院にするにはかなりいろんなことがあろうともやっつけていかなければいけない。また、すんなりいく問題ではないと、私はそのように最近、最近というか、最初町長に就任したときと比べて今は本当に手ごわいものだなということで今取り組んでいるところでございます。いろんな問題とぶつかりながら、そして一つ一つ解決に向かってやっつけていかなければいけないという思いでございます。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） 今ちょっと町長が改革しないというような言い方私したように感じられるようなお話しされましたけれども、私そういう意味で言ったわけでないですから、誤解をしないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 5番、前本幸政君の質問は終わりました。

次に、9、防災行政について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 質問させていただきます。

防災行政について。駒ヶ岳の噴火を想定した防災につきましましては、これまで種々議論されてきましたが、昨年の東日本大震災から地震、津波災害に対する備えが急がれております。以下、伺います。

1、今年4月から地震津波ハザードマップの議会及び住民への説明会を開催するとしておりましたが、いまだない状況でございます。どうなっておりますか。最初お断りしておきますけれども、防災に関しては今回いろいろ質問が出ておりますので、重なった部分についてはご理解いただきたいと思います。

2、学校を含め避難所に指定されている公共施設等の耐震化対策や防災無線の難聴対策の進捗状況はどうなっておりますか。

3、津波を想定したとき予想被害地域には森町の基幹産業である水産関係の施設、企業が集中しております。緊急災害時に対応するためのBCP、事業継続計画というものでございますが、の策定が重要と考えますが、行政として取り組んでおられますか。

4、食料や生活必需品など必要物資の備蓄はどうなっているのでしょうか。また、発電機なども含めた資機材の整備状況はいかがですか。また、緊急時に直接対応に当たる職員の防災服の整備はいかがですか。

5、高速道路は、避難道としても期待されています。緊急時の利用はどうなっておりますか。

6、小中学校の防災教育はどう進められているのか。文科省の24年度の新規事業として、実践的防災教育総合支援事業があると思いますが、森町として検討されましたか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問についてですが、5月30日に開催されました森町町内会連合会総会時に町内会長等への説明会のお願いとお知らせを実施しました。まず最初に、6月9日に尾白内地区の説明会を開催し、以降順次各町内会で開催してまいります。

2点目のご質問についてですが、避難所に指定の公共施設は80施設ありますが、耐震化の必要な施設は33施設となっております。そのうち津波被害にかかわる施設として6施設が該当しております。昨年森中学校、砂原中学校の耐震化が終了し、今年度は森町公民館、砂原支所の耐震化診断を行います。このほか本年度予定の2施設を除いた残りの31の公共施設につきましては、統廃合も含めた耐震化や建てかえについて町財政を勘案した上で関係課、所管課と協議して進めてまいりたいと考えております。また、避難所への防災無線の設置状況については、すべて完了しており、難聴地区はございません。

3点目のご質問についてですが、森町における事業継続計画の策定は現在のところ取り組んでおりませんが、今後緊急災害時に対応するためには重要なことから、策定について検討してまいります。

4点目のご質問についてですが、食料及び生活必需品については、アルファ米が300食整備済みであり、今後3万本の水が寄贈される予定でございます。資機材の整備状況については、折り畳み式簡易ベッド20台、発電機5台、ユニバーサルトイレ1基、プライベートルーム1基、テント13張り、防災シート50枚、土のう4,990袋、毛布1,660枚が整備されており、本年度備蓄用毛布を500枚購入予定であります。防災服については現行のものを使用し、今後改めて検討してまいります。

5点目の質問ですが、緊急時の場合については高速道路を管理する東日本高速道路株式会社に対して必要な手続の後利用可能であることを確認しております。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 宮本議員のご質問にご答弁申し上げます。防災行政でございますが、6点目の幼稚園、小学校、中学校の防災教育についてご答弁申し上げます。

学校には噴火、津波のDVDなどの教材があり、防災教育に利用しております。また、学校独自の避難訓練は、火災避難訓練、津波避難訓練、噴火避難訓練などを定期的に行っている状況でございます。昨年3月11日の東日本大震災が発生して以来、幼稚園、各学校

における防災教育と避難訓練の重要性をなお一層感じ、指導してまいりました。

ただいまご質問にありました文部科学省委託事業で北海道が受託者である実践的防災教育総合支援事業でございますが、この事業内容は1つとして緊急地震速報受信システムの整備、2点目として防災アドバイザー活用でございますが、新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発、普及を行う、この目的でありまして、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練などの先進的、実践的な防災教育を行う学校における取り組みへの支援を実施するものであります。教育委員会で検討した結果、実践的防災教育総合支援事業につきましても、専門的な学校防災アドバイザー、これは防災関係者あるいは大学関係者でございますが、などの委嘱とアドバイス等が必要となり、推進委員会の設置が必要であり、北海道の締め切り日が通知より短時間のため事業へのエントリーは行わなかったものであります。ちなみに、管内の状況を見ましても事業へのエントリーはなかったと聞いております。今年度は、町内幼稚園、学校の状況から見て海拔の低い幼稚園、学校の避難路確保、避難訓練を重点的に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（宮本秀逸君） ちょっとメモし切れなかったので、聞き逃し等があるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

1番につきましても、先ほどから何回も言われておりますので、それが実態だろうと思っておりますが、私ははっきり言って遅いと思っております。計画があったわけでございますから、昨年からは町長言っておられて、計画があったわけでございますから、もう少しやはり早目にやるべきであろうと、手を打つべきであろうというふうに思っているのです。防災の担当者も交代しましたので、いろんな引き継ぎとかあったのかもしれませんが、いずれにしても予定されたものは防災対策でございますから、これはもう緊急にやっつけていかなければならぬというふうに思うのです。今日現在ただいま瞬間的に例えば地震が来た、津波が来たというようなことになると、いやいや、まだ説明していなかったという話には持っていけないわけでございますから、これは大急ぎでやってもらわなければならぬと、こういうふうに思っておりますので、これから少し勢いをつけてこれはやっつけていただきたいと思っております。特に津波の予想される地域においてはそうだと思いますけれども、ぜひこれはスピードアップしていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、2番目なのですが、私の質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、これは避難所だけの防災無線の話でございませんで、一般町民に対して防災無線が流れるわけでございますけれども、難聴であるという話は以前から指摘されておりました。先ほどアンケートの話がございましたけれども、ぜひアンケートとか全町民にこれはやはりとる必要があると思っておりますので、今後実施されるのであればこういった防災無線の関係もぜひ含めてアンケートをとっていただきたいと、こんなふうに思います。そして、やっぱりきちんとした対応が必要だと思っております。

それから、3番目、これはまだ町としても取り組んでいないという話でございましたけれども、これはぜひやっていただきたいと思います。東日本大震災のときも資料を見ますとこれがあったがゆえに早期に仕事が再開できたとか、避難者の応援に当たることができたとか、これは企業の社会的な責任も含めてでございますけれども、そういった報告が種々なされているようでございますので、森町はやはりある意味では町長いつもおっしゃられるように500億の水揚げ高があるのだと、そういった企業があるのだという話をされます。それだけ企業が集中しているわけでございますし、他町からも従業員の方が見えているわけなのです。そして、中国からの研修生と言われる人たちも数百人来ております。あらゆることを想定して避難していかなければならぬ、あるいは復興していかなければならぬというのが想定されるわけでございますから、これは考えられるだけの知恵を絞ってぜひやっていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、4番目ですが、これも予算の関係もありますから、どれだけ整備できるかというようなこともありますけれども、ぜひあの震災があったわけでございますから、それを勉強しているわけでございますので、検討していただきたいと、こんなふうに思います。発電機などは特にそうだと思うのです。これは、全避難所に必要だというぐらいの勢いで進めていただきたいと思いますし、例えばです。大いに役に立ったのがリヤカーなのです。リヤカーが物すごい活躍をしたという報告があったのです。これは、今折り畳み式のやつもありますけれども、何が本当に必要かということ、これは考えても考えても100%これでいいというような話にはならないでしょうけれども、こういったこともぜひ整備を進めていただきたいと思います。

それから、ここに用意しました防災服の話ですけれども、私は昨年このお話をしました。町長前向きに取り組んでいただけるというそのときの答弁いただいたわけなのですが、これは追って整備とか、私はそういうものではないというような感じがするのです。やはりユニホームをそろえるということは、消防の方2人お見えですけども、制服があるから緊張感も生まれますし、その職務についてやらなければならぬという、そういった気持ちにもなると私は思うのです。今全職員がつけていらっしゃいますけれども、このネームプレート、名前札だってそうだと思うのです。最初同僚議員から提案があったときに、普通のプレートがあるから要らないだろうというふうに言われたりしてちょっと見送られた経緯がありましたが、こうやってやっていただくとなれば意識も生まれてくるでしょうし、他からもわかりやすいと、こんなふうに思います。ですから、先ほど言いました例えば中国人の方がいるとか、それから他町からも仕事にお見えになっているとか、それから去年の災害のときはちょうど列車がとまりまして、公民館が避難場所になりました。そして、列車の人たちがずっと歩いてきて、公民館に一時避難されました。そのときに職員さんが対応するのですけれども、初めての人はやっぱりわからないのです、町長。だれが職員なのか、ここの命令する人はだれなのみたいな、わからないのです。だから、それは最低限やっぱりなくしていかなければならぬと思っているのです。そういった意味

で、これはやはりそろえたほうが良いというふうに思っている。これは安いものです。1万円で100着つくったって100万です、町長。本当に安いものだと思います。これが与えるのか、貸すのか、やり方はいろいろあるのしょうけれども、これは本当に急いでやっていただきたいと、こんなふうに思うのです。私は、消防の方見ていていつも本当に感心するのはあのユニホームがあるからです。あれでやっぱり緊張感も出るし、先ほど言いましたが、その気にもなると思うのです。ということで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、高速道路なのですが、東日本とこれはいろいろ協議なさっているでしょうし、それから取り決めもできているのかもしれませんが、実際にインターから乗らなければ乗ることができないのか、あるいはインターでなくても乗れるところあるのではないですか、高速に。そういった整備がなされていると思います、私。正式なインターでないところから、ふだんはとめているのしょうけれども。だれもわからないです、こんなこと。例えばです。今津波が来て、石谷とか蝦谷地区とかあの低いところ、あっちに限りませんけれども、一気にふさがれたとします。どうやってそれ今度避難するかです。国道が落ちてしまったと、以前もありましたから。土砂で国道がふさがれたことありました、あそこ。両方ふさがれたことがあったのです、何十年も前ですけれども。今この高速道路がどうやって生かされるかということは非常に大事な話だと思いますので、これはすぐやりとりやって、町として検討していただきたい、こんなふうに思います。

それから、6番目の小中学校の防災教育、これは先ほど実践的防災教育総合支援事業については説明があったとおりに思いますので、それはそれでよしと思いますが、大阪の箕面市の資料をちょっと見ましたら、学区の単位で町内会、町会というのですか、町内会というのでしょうか、と協調、協力し合って防災力を高めているのだというお話が載っているものがありました。どうしても学校だけでやる、あるいは町内会だけでやる、そういった割り方ではなくて、お互いに顔の見える関係でやっていく。あの子供がここにいる、この学校に通っているのだと、そういった顔の見える関係でこの防災力を高めていかなければならぬというふうに思うのです。基本的に私は、自助、共助、公助といいますがけれども、公助、要するに役場の側でやってくれるものには限界があると思っています。やはり一番大事なのは自助だと思うのです。そして、共助だと思うのです。そして、公助だと思っていますので、順番からいきましたら。そして、その共助なのですけれども、今は先ほど個人情報の話がありましたけれども、個人情報保護法で例えば名簿がつかれないとかいろんなややこしいことがありますけれども、これは一つの提案なのですが、緊急時の場合のやっぱり条例制定が必要だと思っているのです、緊急時の場合の。そのときはこれまでの個人情報の収集だとか制度化が必要だというものをこれから検討していかなければならないと思っている、緊急時に限って。そのかわりやっぱり個人情報は保護しなければならぬというものがありますから、そこら辺もぜひ検討していただきたいと思うのです。これは、共助だからできると。町内会だからできる、近くだからできるというものがあると思うので、そこら辺ぜひ検討していただきたいと思いますので、もう一度お願いいたし

ます。

○町長（佐藤克男君） 1点目の防災ハザード、これは町としては一応つくっていたのですけれども、道の関連で、道から資料が来て、それにのっとった格好での正式なものということでこれが3月末に完成したということで、議会、また町民の皆さんに連絡がされているということについては申しわけないと、そのように思っております。ただ、そういう事情があったということだけわかっていたいただきたいと思います。

防災無線については、これは避難所についてはすべてついておりますけれども、各家庭にこれを何年度かに限って、そしてこれをつけていこうという計画で今考えております。もう議員の皆さんにもすべて渡りましたけれども、今度は危険地域、そういうところからこれはやっていこうと。砂原地域については、もう既にすべてついていっていると。これを森町地域について広げていこうということで考えております。

BCPの対応ということでございますけれども、これについてはやはり大切なところだと思います。津波に当たっては、このBCPがあっても今宮城県、岩手県については同じ場所に物をつくれな、そして場所を高いところに持っていくについてはなかなかそれがいかないと。BCP対応があつたとしてもこれがなかなかいけない。森町においては、ほとんどの水産加工会社は海岸沿いにございます。ですから、同じようなことが言えるだろうなど。その場合に森町としても津波で被害があつた場合にはどこに工場を移設するのがベストなのかというようなことも考えなければいけないでしょうし、また駒ヶ岳の噴火等になった場合にはこの工場等がどの程度移設やらそういうことをしなければいけないか、そういうことについてはこれからかなり勉強していかなければいけないことで、やはり一番大切なのは、このBCPに対する一番の対応というのは町にそのときにお金をどれだけ蓄えておけるかと、その蓄えたお金でどの程度できるかということに私はつながってくるだろうなど。お金がないとこれは何もできないわけでございます。このBCPについては、お金と町の財政、これが非常に密接にかかわりが出てくるだろうと、そのように思っております。しかしながら、これは一番最初は人命を救うと。そして、人命を救った後に働く場所ということが大切になってきますので、これはやらなければいけない順番としてはかなり上位にランクされることではないのかなと、そのように思っております。

それから、必要物資、いろんな物資、これについてはそこそこの町としても物を蓄えておりますけれども、今宮本議員からあつたりヤカー、私はこれリヤカーというのは初耳でございます。それほどリヤカーが役に立つのであれば各消防団もしくは町内会、そういうところに幾つかずつこのリヤカーを置いておかなければいけないのかなと、これは勉強する余地があるだろうと、そのように思っております。

5番目の防災服、制服、これについては宮本議員のおっしゃるとおりでございます。私もこれについては前回積極的にやらなければいけないということだったのですけれども、今回今年度についてはこれが外れてしまいまして、これは何としても次年度には予算に組み込みたい、そのように思っております。

6番目の高速道路、これはインターではないところから入れないのかという宮本議員のお話なのですけれども、この高速道路についてはやはりインターからでないとは入れないものだと思っております。というのは、森町だけのものではなくて、この高速道路については北海道の大動脈になるわけでございます。ですから、このたびの東日本大震災においてもかなり制限をしてこの高速道路は使われていたようでございます。やはりそこ、その自治体の確認できるところから持ったパスポートを持たなければインターに入れたい。これがだれでもが入れられるようになったら、その大動脈が完全に崩れてしまいますので、これについてはどこでも確かに入れる場所はあるのでしょうかけれども、そこから入って自由に行けるというようなことは多分無理かと思っております。これについては、ネクスコと協議をして、そしてやらなければいけないことだろうな、そのように思っております。

また、7番目の学校、またいろんなところについて、これは宮本議員のおっしゃるとおり自助、共助、公助、これをフルに活用していかなければなりません。そして、個人情報についても最近は非常にやわらかくなってきておりますので、これについては町内会の信頼できる、また責任ある方にそういうものは出しておいて、何か事が一たんあった場合にはそれを利用して、そして要支援者についてはそういう格好で支援していくということにつながっていかうかと思っております。

学校については、岩手県の釜石ではてんでんこ救助ということで数年前から各学校、これは学校の生徒は親のことは考えないでまず逃げることを、自分が逃げることを、そしてまた親も子供のことは考えずに、親も助かることを考えて、そして逃げることを数年間ずっとそういう訓練をしていたおかげで、約3,000名いた学校に来ていた子供が一人も被害に遭わずに全員が逃げれたと。また、親の助かった率もよその町に比べて非常に多くなったと。このてんでんこ作戦というのが非常に功を奏したということで、この自助、共助、公助の中で私は自助というものを学校、そして中学生が小学生の手を引っ張ったり、また小学生が保育所の子供の手を引っ張ったりというようなことで、これも共助という格好で随分多くの方が助けられたようでございます。そういうものも研究しながら、森町はただ津波だけではなく噴火という怖いものも控えておりますので、この噴火もただどこから来るかわからない。砂原のほうに溶岩が流れてくるのか、赤井川のほうに溶岩が流れてくるのか、また尾白内地区にいろんな噴出物が落ちてくるのか、こういうことも想定しながら、いろんなことで想定して、そしてこの防災訓練等も行っていかなければいけないだろうと、そのように思っております。まだまだこれは緒についたばかりで、この防災についてはかなり時間を要しながら、端的なものはこの1年、2年でできるでしょうけれども、これは数年かけて何が来てもそこそこ対応できるようなシステムをつくらなければいけないだろうと、そのように思っております。簡単にこれはなかなかふっとできるようなものではないかと、そのように思っております。ただ、このハザードマップについては、3月30日にできましたので、これについては町内で実施して、そしてたくさんの人に知ってもらうことは必要だと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 3問目なのですけれども、その説明会やられるときに、当然町民ですから自分の居住地域にだけいるとは限りませんので、移動しながらいますし、仕事も行っていきますし、例えば山に住んでいるから津波関係ないのだということにはなりません。どこにいてもやっぱりそういった意識が持てるような、そういったやりとりをやっていただきたいというのが1つ要望がございます、当たり前の話なのですが。

それと、もう一つ、先ほど防災服言いましたけれども、これは町長、安いものですから、防災服、来年度なんてけちなことを言わないですぐやってください。お願いします。

高速道路につきましては、聞いたところによりますと例えば駒ヶ岳の今高速道路やっています。あそこに作業道としてつけていますけれども、あれは何かそのまま残すような話も伺いました。そうやって何かのときには利用できるような状況というのはあちこちでできていると思いますので、そこら辺も検討なさってやっていただきたいと、こんなふうに思います。

けちなことを言わない町長でやっていただきたいと思いますので、どうぞもう一回。やると言ってください。

○町長（佐藤克男君） 私は100万円ほどの予算を計上しようと思ったのですけれども、これを断られまして残念に思っているところなのですけれども、防災服、数百万で済むと思いますので、それも議会の皆さんにご承認を願いますので、そのときには気持ちよく通していただければと、そのように思います。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、10、森町の防災対策について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、森町防災対策についてということで質問させていただきます。防災対策については、もう既に同僚の議員が3名質問していますので、重複する部分もあろうかと思いますが、とりあえず通告どおりに従って質問をさせていただきます。

昨年の3月11日の東日本大震災から15カ月を過ぎようとしております。そして、6名の議員から防災関係の一般質問があった昨年の定例会6月会議から1年が過ぎました。そこ

で、以下防災対策の進捗状況などについて質問させていただきます。

まず、1つ目に、津波ハザードマップや地震津波避難計画の策定状況と策定に当たって重要視しようとした点は何か。既に作成されているということで、重要視した点は何かということで答えていただければよろしいかと思えます。

2つ目に、森町広報などでお知らせの中で書かれているとおり森町建設協会、函館地方石油業協同組合などとの防災協定を結んだとされています。その内容についてお知らせください。

3点目に、今後他市町村、住民自治組織、関係団体などとの相互応援協定を締結する考えや予定があるのかどうか。

4点目に、これは既に答えはいただいているとおりののですが、一応地震津波避難計画の町民への説明の開催予定についてです。

5番目に、津波避難場所として主に公共施設を設定しておりますが、高所などの高台や高層建築物などを設定する考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして最後に、福島原発事故以来放射能汚染に対する不安が増加しておりますが、恒常的に放射線測定をこの森町で実施する考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 松田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問についてですが、国の防災計画の見直しにより未整備の市町村については策定するよう指示されているところですが、森町は独自で平成24年3月までに津波ハザードマップ及び地震津波避難計画を作成しました。地震が来たらすぐ逃げるとことの重要性を町民の皆様にご理解いただき、ハザードマップや避難計画によって避難の必要性や自分の住んでいるところがどういうところなのか確認していただきたいということを重点的に考えております。

2点目のご質問についてですが、森町建設協会との防災協定については、森町において災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合に道路、河川、公園、学校、公共施設の機能維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策を実施する協定であります。函館地方石油業協同組合との防災協定については、森町に地震、風水害、その他の大規模災害等、または武力攻撃事態等国民保護のための措置に関する法律に定める武力攻撃災害が発生し、または発生のおそれがある場合並びに応急措置を行うことに関して災害時において森町が指定する緊急車両等への石油類の優先給油、また指定する災害対策上必要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供、救助においては帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時休憩所としての施設提供、水道水及びトイレの提供、道路情報や救急要請、簡易な応急手当等々の支援を実施する協定であります。

3点目のご質問についてですが、自治体間での締結については、漠然とした考えはあり

ますが、まだ具体的なものとはなっておりません。防災協定締結に関しましては、広報もりまちを通じて住民へ周知してまいります。

4点目のご質問についてですが、5月30日に森町町内会連合会総会時に町内会会長等へ説明会のお願いとお知らせを実施し、初めに6月9日に尾白内地区の説明会を開催し、以降順次各町内会で開催してまいります。

5点目の質問ですが、今回作成した地震津波ハザードマップでは各地区の最寄りの高台を避難場所として設定しており、高層建築物については今のところ設定する考えはございません。

6点目のご質問についてですが、近隣においては渡島総合振興局に設置している放射能測定器で大気中の放射能を毎日測定しております。町としましては、その必要性をよく考慮した上で、町財政も勘案しながら機器の購入、測定体制の構築等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、1点目のハザードマップの問題なのですが、と地震津波避難計画の策定するに当たっての重要視しようとした点というのは、私は今回の津波のやつに関しては3.11、1年半前に経験した部分をどうやって生かすのかということだという考えがありました。というのは、実際3.11当日、いろんな形でいろんな問題、実際避難場所に指定された地域における役場職員の対応とかいろんなそういう場面に接する機会があった中でいろんな問題が出てきたはずなのです。それは、私自身が直接そういう場を経験した以上に、公民館とか指定避難地域になった場所でいろんな問題点が浮上したはずなのです。それを聞き取りながら、このハザードマップをつくらなければならなかったのではないかという考えがあります。それが実際なかったわけです。ただいろんな職員を各避難場所に割り振りをしていったのでしようけれども、その職員からも多分確認はしていないで、その事情聴取なり、どういう報告がされたかはわかりませんが、集約はされていないのではないかという気はしています。

例えばたまたま私当時町内会長を、今もやっていますけれども、東森町内の実際に東森生活会館の避難場所に行く場面が、行かざるを得ないというか、何も指示されたわけではありません、町のほうから。それは、管理上というか、町内会長の責任上から行かざるを得ないだろうと。そして、その会館の管理人とも行った時点ですぐ連絡とって、放送で聞いています、そのときは。そういう中で、そちらにも直接役場のほうから指示は何もないと。そして、会館について知っている人、2人の職員は行ったらもう来ているのです、職員が。そういう中で、実際にその職員の人たちがいいとか悪いとかというのではなく、どういう指示を受けて来ているかわかりませんが、会館のことを何もわからないはずなのです。そんな中で、どうしろこうしろという話にはならなくて、実際に受け入れの態勢をただあけて待つただけな状態なわけです。そういうことを踏まえても、そのとき

当時多分50人を超える人たちが集まったはずなのですが、そういう部分をどう聞き入れて、実際私自身そのときにあそこの場所で、後になってわかるのですが、7メートルの海拔だということからするとその後どうやってそこから避難するのだということをも当然考えざるを得ない。たまたま東森の場合は、高森山というのがあります。海拔25メートルあります。そこに登るしかないだろうと。当然それは自分たちが住んでいるからわかるのであるのですが、そんな話は全然このハザードマップには反映されていないという感じがある。だから、そのためにもきちっとその辺を住民に当時の話をいろいろ聞いて、先ほど山田議員のほうからも台場公園の話がありました。そこは避難場所に指定されていないのです。だから、そういう高台を一時的に逃げる場所、地元の人がそれを一番知っているはずなのです。そういう事情を聴取しながら、このハザードマップをつくらなければならなかったはずなのです。3人の方が、ある議員も怠慢ではないかという話を、私もそう思っていました。思っています。どうしても待ってられないのです、こちらとしては、1年半も。もう1年半も過ぎていっている中で、町内会の立場で今この高森山に関しては草刈りをするなり、そういうことをやらざるを得ないと。いつでも登れるようにしなければならぬだろうと考えています。そして、その地主にも了解をとって、いつでも使ってもいいという話も了解も得ながら、そういう準備をしているという経緯があります。そんな中で、4月からやると、説明会をやると。全然いつまでたっても音さたがないという状態だったわけです。そういうことから怠慢だったのではないのかという指摘をされて当然なのだとは私は思っています。さらに、その中身的にどうなのかといたら、今私が言っているように不十分でしょうと。先ほどの町長の説明では、今後町内会の中で説明をしながら、さらに精度を高めていくのだということを行っています。それは当然だと思います。ただ、その前に今私が言ったようにいろんな職員も含め、その当時実際3.11に経験した部分をどうやって生かしていくのだということが非常に大事なのだとは私は思います。さらに、その地元に住んでいる人たちが実際に何かあった場合避難経路って考えているのです。それを実際にどうするのかを聞く場面を今後多く持つていただきながら、ハザードマップをもっと精度を高めたものにしていただきたいというふうに思っています。

そのためには、3番目の絡みですが、住民、町内会とかいろんな各団体との協定を結ばないとならないだろうと思っています。なぜかという、それも私の経験上からいうと、何も役場から指示されたわけではないです。行って、一応着いて待機状態にする形には何人かの町内会、役員会に声かけてありました。何かあったらここへ出れるようにしておいてくれというようなことも含めて対応はとった形にしています。だけれども、何も連絡がないわけです。何でかという、要するに町の職員だけで仕事ができるのだと思っているわけではないのだと思うのですが、その辺をいろんな形で役割分担をしていく上で、この部分は町内会でやってくれとか、社協でやってくれとかという話をしておかないと大変なことになるのではないですかというふうに思っています。実際問題として、今このハザードマップの中で東森地区は要援護者が津波の浸水のメートルによって全部分けてあります。

8名、45名。これ書いているのはいいです。だれが避難をするのを手伝ってくれるのですか。ただこれ書くのはいいです。だれがやるのですか。社協ですよ、これ多分調べたのは。それも何も書いていない。ただ8名、45名いますよという、それ何の意味もないではないですか。その段取り全然組まさっていない。それを今後もやっていかなければならない仕事だと思います、それも早急に。それでなくても怠慢だと言われるぐらい、私も思っていますけれども、そういう仕事をどんどんやっていっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど言った高所などの、高所などという形になっていますけれども、避難場所として設定されているのは私が見る限り施設を設定しているのです。津波の場合施設はそんなに必要ないのではないかと考えています。季節にもよりますけれども、先ほど山田議員のほうから台場公園の話がありましたけれども、そういう場所をもっと設定していいのではないですかと私は思います。例えばうちの町内でいうと高森山のように、そういう場所をきちっと何かあったときにでも登って避難できる環境をつくっていかねばならない。ただ、町内会サイドで草刈るとかその程度しかできないです。今後その辺も話し合いということになると思うのですが、そういう登りやすくするための、今非常に斜面が急ですから登るのも大変なのです。そういうような中でどの程度避難できるのかどうなのかという問題もあるのですけれども、そういうことも含めて考えた場合に各地域、たまたま私は自分の住んでいるところしかわかりません。もっとほかのハザードマップの対象になっているところの人たちにその話をしなければならぬのだと思います。聞いて、そしてそういう高所を実際に一時的な避難場所に指定していかないと何の意味もない。まちまちです、そうすると、逃げる場所が。それもっと増やしたほうがいいのではないかとということも指摘しておきたいと思います。

それと、もう一点、2番目に戻りますけれども、建設協会と石油業協同組合との防災協定を結んだと。先ほど中身についても少し説明がありましたけれども、実際問題として、特に石油の問題です。ガソリンなり、重油なりの問題ですが、それも3.11のときですけれども、当時どこどこに配送してくれと、ガソリンとか灯油とか。だけれども、実際は行けなかったというのです。通行どめされて、規制されているからなのです。さらに、漁船が長時間にわたって沖合に出ています。そして、戻ってきて油がなくなったから入れてくれという話になるのです。そしたら、それ入れていくのはいいですけれども、だれがそれを保証してくれるのですか、何かあったときに。そういう部分も含めてその防災協定の中で詰めておかないとならないのだというふうに私は思います。かなりもっともその辺の細部にわたった詰めが必要になってくると私は思っています。この部分そういうふうに思っていますけれども、とりあえずそういうふうなことで再質問にかえたいと。ちょっとごたごたしている部分もありますけれども、その辺お答えいただければと思います。

○町長（佐藤克男君） もう少し質問簡潔に言ってもらわないと、何を質問しているのかわけわからない。だから、前置きは前置きでいいのだけれども、この点について質問しま

すということではっきりとしなければだめです。

まず、ハザードマップ、これは前から言っているように森はこのハザードマップつくりました。よその町に先駆けてやっているはずです。怠慢だとかそんなことは、土曜日でも日曜日でも出てきて防災交通課の職員はやっております。私は、そういうものを見ていて、彼らにおまえら怠慢だということは言えません。限られた人数の中で、この森町たった3人か4人でつくっているのです。私は大したものだと言っております。

また、このつくったハザードマップについて完璧ではありません。当たり前です。何で四角四面の中であそこに行け、ここに行けということを役場の防災マップを作成した人間がそこまでわかるのですか。高森の山にどういうふうにして登れ、そんなことわかるのですか。それは、町内会長やっているあなたがしっかりしなければいけないのではないのですか。これは自助、公助、共助、これがやらなければいけない。あなた、私はあのときに行きました、10時半ぐらいに。いなかったではないですか。ああいう大切なときにあなたは町内会長としていなかった。町内会長はとあいさつしようとしたら、あなたはいなかったです。私はずっとぐるっと回ってきました。ほとんどのところはいました。あそこに設定したのはあなたでしょう、町内会館。こんなところだったらあの波来たらやばいなと私思いました。本来ならばあなたが違う場所だと移さなければいけない、そういう立場なのだろうなど。しかし、あの時点ではそういうハザードマップも何もなかった。もっとひどいのは海の海岸縁に集まっていた人もいました。そのくらいこれは大変だなど。砂原においては、私が行ったときにもう解除されて家に帰っていました。まだその後函館で第3波か何か来て、それで亡くなった人もいたのです。だから、まだまだこの3.11における勉強していかなければいけない。そして、今回のハザードマップは完璧なものではないです。これはたたかれ台です。この中からいろいろとやっていかなければいけないのです。そして、役場がすべて町内の逃げるルート、そういうものを全部決めるなんていうのは、これは不可能です。それは、町内会でやっていかなければいけないことはたくさんあるはずです。役場がすべてやるのではなくて、あなたたちが、町内会の会長だとかそういう人がリーダーとなって、そしてこのときはこういうことを考えよう、役場の職員が東森の細かな道やら何やらそんなのわかるわけではないのです。そういうことは、自分たちでこういうことやろうと。町に対する怠慢だと言っていますけれども、東森の町内会でこの防災に対してどれほど会議やっているのですか。私はそれを知りたいです。役場は役場なりに今少ない人数の中で全町を対象にしてやっています。それに対して各町内会を回っていきます。ですから、そのときにいろんなこれはどうなっているのだ、ああなっているのだ、ぜひそういうことを言ってもらいたい。情報として要支援者が何人いるのだということも皆さんにお知らせしているわけです。ですから、役場に何をしてくれ、何をしてくれではなくて、自分たちでもこういうことをするのだということ……

(「そんなことは言っていないよ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 何言っているのだ、おまえ。人がしゃべっているのだ。

○議長（野村 洋君） 静粛にお願いします。

○町長（佐藤克男君） 町内会も自分たちも考えていかなければいけない。そういうことをまずやってもらいたい。

そして、防災の油についても、これは3.11の経験を生かしてこういう協定を結んで、油業者もこれをやろうではないかということを書いてくれているのです。何で悪いのですか。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） だから、やっているのだ、だからやっているのだということです。批判ではなくて、もっと建設的な意見を言いなさい。

（「建設的な意見言っているじゃない」の声あり）

○町長（佐藤克男君） そういうことでない。だから……

○議長（野村 洋君） 町長、端的に教えてください。

○町長（佐藤克男君） ハザードマップについては、はっきりと今つくったものは完璧なものではない、これから完成度上げていくものなのだとことを言っている。

以上です。

○議長（野村 洋君） お互いに整理して、メモするものはメモして進めていただきたいと思います。

それでは、松田議員、再々質問です。

○4番（松田兼宗君） ハザードマップ完璧でないなんてだれも言っていないです。今後どうやってつくって、こういうふうな意見を取り入れてつくったらいいのではないですかと言っているわけです。それを何も言っていないことを決めつけて、何を言っているのですかという感じです、こっちに言わせれば。もっと個別的な部分をどうやって全体的な話を持っていくのかということです、言っているのは。東森どうのこうのという話なんか言っていない。事例的にそういうのがあって、今後は砂原地区とか尾白内地区とかそれぞれの地域によって違うわけですから、それに対して対処する上では地元の人意見を聞きなさいということを書いているわけです。それでないと完璧なものというのはできないですよと言っているのです。それは最初から言っているではないですか。

それで、先ほど町内会のを何でも全部やれと。もしそういうような考えなら、こういうハザードマップは勝手にやれというのならつくる必要ないわけです。町内会、地域に住んでいる人で勝手に逃げろと言ったほうがいいのではないですか、今の答弁聞いていると。そういうものではないわけ、だから言っているわけでしょう、今後町内会でちゃんと協定を結んで、この部分は手分けしてやってくれということを決めたらいいのではないですかと言っているわけではないですか。何でいつもというか、そういう決めつけて、変に解釈して答弁をするのか理解できないのですが、それで再々質問ということなので、一応今の町内会の話がある中で、6月6日付の各町内会長あての文書があります。これを見ていると、町内会で住民を集めていただければ役場より説明に参りたいというふうに書いているのです。どういうことなのかなと思っていました。町内会ってどういうふうに関与のほうでは

見ているのですか。下請機関ではないです。何か勘違いしている。町からお願いすれば何でも町内会が受けるものだというふうに思っているのではないのですか。そんなことはないですから。だから、その辺を先ほど言っているように各町内会との手分けをはっきり役割分担をする形で、町がやらないとならない責任があるのではないのですか。町は、町民の命と財産を守らなければならないのです。町内会にはそんな責任なんてないです。そのために税金を払って、あなたたちを雇って頼んでやってもらっているわけです、お願いして。それなのに、住民組織、町内会に全部任せると言うのはどうもおかしい。考え方おかしいのではないのですか。だから、もう一度確認したいのですが、そういうふうな役割分担を今後つくるつもりがあるのかどうか。さらに、職員、当日の3.11のときのいろんな問題を実際経験しているわけですから、その人たちの職員も含めて意見聴取ってやっていないのではないのですか。アンケートも1%前後のアンケートしか回収できない状況なのですから、そっちのほうが最も重要だと思います、このハザードマップつくる上で意見を組み入れる意味では。だから、それを再度意見聴取をやらないのかどうか。それと、町内会とのそういう役割分担を考えているのかどうかを、それともう一点、先ほど高層建築については考えていないと言っていました。これは、港町地域というのはそれなりに高い建物があります、ご存じのとおり。その部分と協定を結びながら、そこを万が一の避難場所に、逃げおくれる方が当然いるわけですから、受け入れる建物としてそれも考えてもいいのではないのですか。私思うには港町のイメージしかないですけども、砂原地区に行くともまだあるかもしれません。だから、そういうことも含めて、その3点について再々質問という形でしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 町内会との役割分担については、これはぜひいろんなことを考えていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っております。

それから、3.11の意見聴取、これは役場内ではかなりやっております。場所等についても、それから人間もこれは全部避難所については役場の人間張りついておりましたので、これはやっております。そして、今後はこれは意見聴取をしながら、もう意見聴取してのこのハザードマップです。パーフェクトなものではないということは再三言っておるわけでございますけれども、それについてやっていかなければいけないと。

それから、高層、高層というか、高い建物についての避難、東森、港町については、これは高い建物というのはほとんど海岸沿いです。津波が来るかもしれないと言っているのに海岸に行くようなことはまずあり得ないだろうと、私はそのように思います。それよりも違う場所に走って逃げると、これが一番大切なことであろうと、そのように思っています。高森山についても冬だったらあそこは上がりません。ですから、そういうものも含めて、夏の場合にはどうだ、冬の場合にはどうだというようなことも考えながら、そういうものも東森については考えていかなければいけないだろうと、そのように思っております。ですから、各町内の中でもそれはいろいろともんでいかなければいけない。役場の人間が行ってもわからない点も多々あるはずで。ですから、町内会にそれについてはいろ

んなお願いをしながら、いろんな角度で見て、そして少しでも被害がないような、そういうハザードマップの制作というのは今後、これは今日つくったから今日でいいではなくて、毎年毎年、または何年かに1遍ずつこのハザードマップを改正しながら、そういうものをつくっていかねばいけなだろうと、そのように考えております。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、11、町有地売り払いの決裁文書の紛失について、町有地の貸し付けについて、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、町有地売り払いの決裁文書の紛失についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では、町有地売り払いの決裁文書の紛失について質問をいたします。

5月会議において町有地売り払いの決裁文書の紛失について緊急質問をしましたが、文書の紛失について認めた以外は警察の捜査の対象なので、答弁できないと繰り返すばかりでありました。その後の協議会で説明はされましたが、文書の紛失の経緯を町民に明らかにすべきであります。以下、お伺いしたいと思います。

1点目、文書紛失の経緯を及び町長が文書を借り出した目的について伺いたいと思います。

2点目、保存簿冊持ち出し簿への記入をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、職員への処分と町長自身の責任を現在どのようにお考えになっているのかお答えいただきたいと思います。

それから、4点目でございます。調査特別委員会への提出文書が原本の写しではなくてコピーされたものの複写であると。このことは信用性に欠けるものと私は考えておりますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 1点目のご質問の決裁文書の紛失経緯につきましては、全員協議会において持ち出した理由を含め経緯の一部をご報告できる範囲で説明させていただいております。詳細内容につきましては、協議会で報告しました内容を含め、現在警察で資料提出をしており、捜査の対象となっておりますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

2点目の保存簿冊持ち出し簿への記入についてでございますが、文書取扱規程で持ち出し、使用する際には記入することとしておりますが、庁舎内で持ち出し、使用する際は徹底されておりません。庁舎内で持ち出し、使用する場合、貸し出し課において使用内容を確認し、必要な情報以外については役場内であっても適用をしないよう取り扱っております。また、持ち出しの事務処理はまれであり、通常は事務協議やコピーの提供で対応ができています。今後の取り扱いとしては、やむを得ず持ち出しが必要な

場合は文書取扱規程に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員及び私の処分内容についてですが、職員の処分については嚴重注意を行い、今後の取り扱いについて指導したところであります。私自身の責任についてでございますが、現在捜査中となっていることから、最終的な結果を踏まえ決断してまいりたいと考えております。

次に、4点目の12月に開催されました調査特別委員会の提出資料についてのご質問でございますが、提出資料についてはコピーしたものの複写でございます。決定書には添付資料の内容についても記載されておりますが、こちらの添付資料はすべて整っていることから、信用性は原本と同等のものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 残念ながら1問目についてはお答えいただけませんでした。実は、この部分というのは肝心かなめな部分なのです。文書紛失の経緯というのは、協議会でお話をされているわけです。されているのです。我々議員には説明されたのです。どうしてこの場で説明ができないのか。捜査中とおっしゃいますが、実はその辺私は佐藤町長勘違いされているのではないだろうかと思えます。今回の件につきまして佐藤克男氏個人からの告発から始まったのでありまして、警察への訴えはそこから始まったのです。この点では、佐藤克男氏本人は被疑者ではない。いいですか、被疑者ではないのです。また、警察の事情聴取捜査は刑事罰に関するものであり、司法としての捜査なのです。私ども議員の立場というのは、議会で質問いたしますが、それは行政にかかわる問題。日本の政治組織というのは三権分立でなされるといいます。ですから、行政と司法とは完全に切り離して考えるべきだ、それが基本なのです。また、行政の長というのは、町民の負託にこたえる行政執行を行うと、これ基本でございます。ですから、行政執行上疑義が生じた場合は、負託されている町民に対してしっかりと述べる必要がございます。ですから、町民に対して包み隠さずこの本会議場の場でお述べになるのが本筋であろうということだと思います。それでもまだお話しされないというのですから、協議会の内容を含めながら再質問をさせていただきたいと思えます。後で思い直したら話してください。

それで、町長が文書を借り出した目的というのは、実は例の尾白内地域の土地売買にかかわって、売却問題で町長が調べたかったのは増田氏と佐々木氏のやりとりの部分ということをおっしゃいました。それはそれだけの話であって、実はそのほか全体調べるという話ではないのです。それで、ちょっとお聞きしたいのは、私まだ多分述べないと思うのですが、かなりこの点についてはしつこいほうですので、借り出したのは12月5日、これものはっきりしていますが、12月5日の何時ですか。これが1つ。返したのは12月7日の何時ですか。紛失が発覚したのは12月8日の何時でしょうか。4点目、文書を借り出した目的からすると、長時間も保管する必要などないと思えます。それで、5点目、12月5日、6日、7日、8日の町長の行動、いわゆる日程はどのようになっておりましたか。これを

お聞きしたいと思います。

これで終わってしまうと3問すぐ終わってしまうので、持ち出し簿についてちょっとご質問いたします。実は、持ち出し簿というのは、これへの記入というのはこれは多分義務づけられていると私は見ております。様式も当然ありますし、前回緊急質問のときに庁舎外へ持ち出す場合を想定したのだと。大体公文書を庁舎外に持ち出す例なんてほとんどないと私は認識しております。ですから、庁舎外と庁舎内といたって、担当者のところから出るわけですから、それはしっかり持ち出し簿に記入すると、これが原則だと思うのです。ですから、その原則に沿ってやっていただきたいと思います。先ほどの答弁ですと、まだまだその部分触れておりません。だから、はっきり述べていただきたいというふうに思います。

それから、次の職員への処分と町長みずからの処分の問題です。これも捜査中なので、ご自身に科する処分については捜査終了後という表現をなさいました。実は、私も前段でお話ししましたが、町長が有印公文書偽造違反で訴えたのは4月19日のことでございます。我々がこの議会において調査特別委員会を設置して第1回行ったのが昨年12月27日のことでございます。それで、3月定例においてそのまとめも報告いたしました。我々のまとめの中に町長に対しても、道義的責任と町長ご自身その当時特別委員会でおっしゃっておりますので、当然それに基づくみずからの処分、これはおやりになると、これは当然のことだと思うのです。ところが、この段階に来ても、訴える前の段階に来てもご自身処分されない。これちょっと妙な話なのです。

それから、紛失の問題なのですが、紛失というのは実は特別委員会を設置する前になくしているのです。ところが、特別委員会で一切の報告ないのです。しませんでしたね。12月27日の冒頭、何でしないのかということです。ずっと口をかたく結んできて、いよいよどこかでばれてしまったら、そうでしたなんていう姿勢そのものが私悪いと思います。だから、特別委員会が始まったとき出すべきだと私思うのです、その話を。その話を出した上で原本に相違ないというのならまだ信用が置けます。ところが、原本に相違ないといったって、特別委員会に出してくる資料というのは基本的には原本からの写しを出すべきです。これもやらないでにおいて信用してくださいなんていうのは信用できない。実は、その過程の中で改ざんしようと思えばできるからなのです。ですから、その辺のことを考えたときに、こんな重要な問題をきちっと整理して行わないとだめなのです。ですから、職員3名処分されましたよね、訓告処分。緊急質問でも申し上げましたが、一般的に職員がなくなったのなら処分的には甘いです。でも、訓告処分にしたのですから、町長にも責任生じるのです。ですから、その責任をどうお考えになっているのかというのなら、ずばりきちっとした責任をおとりになるべきではないのかなと、私はそう思っているのですが、この点について再度答弁をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。最初のほう質問わからなかったらもう一回繰り返しますが、よろしいですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 先ほども捜査の対象になっていると。実は、金曜日にも森警察署のほうから来て、町長室、そして総務課の中も調べていっております。この件については、時系列的にいえばもう私が証拠を隠滅するために抜いた資料ということはなるわけでございますけれども、あの資料については実は大切なことが載っている資料でございました。道路から50センチ離して、そして計測したものがわざわざ20センチまたバックして計測しています。それがわかる資料でございました。この時点では私はそういうことをやっているということは全くわかりませんでした。また、これは堀合議員怒るかもしれませんが、庁舎内に無断で議員が入ってきて、そういうことをやっていたわけでございます。やはりその議員は職員でもわからないようなことをここで質問するような議員ですから、持っていったかどうかはわかりません。私はそういうものも含めて、そして今警察が非常にこれを調べているところでございます。ですから、今後警察の調べに従って、そしてこれを皆さんの前で公表する用意はございます。今の段階では、この前も警察から言われたのは、私は新聞に出た次の日に警察に呼ばれて行きましたけれども、もう出ているのだねというようなことで警察も驚いておりました。本来ならばこれは議長にだけ、議長と東さんが来ましたが、議長と東さんだけならこの程度は話しますと言ったら、それがもう次の日には北海道新聞にべろっと載ってなっているという状況でした。これは、捜査において非常にいろんな問題が生じると、そういうふうに私は判断しております。ですから、これについては今の段階では公表するというようなことについてはできません。

それから、原本ではないもの、先に27日の調査特別委員会でこれは原本でないということをお知らせすべきではなかったかという堀合議員のお話でしたけれども、私もそのとおりだと思います。これは原本ではないと、実はなかったと、なくなっているのだということをお知らせした時点で議員の皆さんに明らかにしておくべき内容だったと、私もそのように思います。

それから、町長は調査特別委員会が終わって、そして自分の処分を決めるべきだと、これは堀合議員よく考えていただきたい。私は、12月の議会で自分の処分を考えて皆さんに提示しました。しかし、これは調査特別委員会をやって、そして事態を明らかにして、それから自分の処分を決めてくださいということで私の処分はほごにされました。そして、これは12月の時点で効力を失いなくなりました。そして、たしか1月か何かのときにこれはできないということで私の処分は取り消しにさせていただいたわけでございます。しかし、皆さんから出てきた調査特別委員会の結論は何か。第三者機関を使って、そしてさら

に調査するよということが結論であった。ということは、皆さんは調査特別委員会をあれだけやってわからなかった。だから、ほかの委員会にやってくれということを使ったわけ。ですから、私の処分が決まっていない、明らかになっていない、そういう事態の中で何で私が自分の処分決めなければいけない。皆さんが私の処分をこれはほごにしたのです。そしてまた、出てきた調査特別委員会の結論は第三者にゆだねて、そして調査してくださいという内容だった。これで何で私が結論出して皆さんに処分を出さなければいけないのでしょうか。私は、その辺のところについては非常に疑問に思います。

以上です。

(「一切その他は答えないということですか。一切答えないんだ。貸し出した、持ち出した……」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○9番(堀合哲哉君) 結局聞いても答えないので。捜査への影響あるなんて、捜査の影響ないです。警察がしゃべらないでくれと町長に言ったのですか。それだったら議長にお願いして、その言った警察官ここに連れ出してほしい。そんなことあるわけない。だから、あなたは、町民に対して答える義務があるのです。そして、みずから文書を持ち出したのは自分であるとおっしゃっているわけですから、12月5日の何時にお持ち出しになったのですか、返したのは何時ですか、実はもう忘れませんでした。これは重要な話だから、人間の脳にしっかり残るのです、こういう問題というのは。意外と残るのです。忘れようと思えば思うほど残るのです、抜いた人は。そういうことなのです。だから、ちゃんとこれ担当者もいるわけだから、これは日にちと、それから当日5日、6日、7日、8日の町長の行動どうであったかとちょっと言ってください。これ言わなければだめです。私が今度全部しゃべってしまうと、また町長にほかに知らないのにおまえだけ知っていると言われそうなので、だからしゃべらないとだめだ。こんなところで黙秘権なんか使えないです。ちゃんとしゃべってください。だから、持ち出し簿も含めてもう私は持ち出した時刻までちゃんと入れなさいというのは、今回このようなことあった、経験したわけですから、もう二度とこれはしないのだということになればそれ厳密にやるべきです。それもやらないで、また2回、3回繰り返したら、何の反省もないから、また同じ結果生むのです。だから、そういうことをしっかりやるべきです。それでもまだお答えにならないですか。どうなのだろうか。きちっと答えるべきだと思うのですけれども。

○町長(佐藤克男君) もしどうしても知りたかったら警察に行って聞いていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） どうしても時刻についてはおっしゃれないと。

実は、私は佐藤町長が12月5日どのような行動をされたか、これ予定がある。昨年12月5日、9時から入札が行われた。10時に来客予定、どなたか知りません。その後、午後1時15分に国有林野等所在地市町村長有志協議会というのが函館の国際ホテルで開かれた。その夜は6時30分、18時30分から砂原公民館において移動町長室が行われている。こういう状況です。これにご出席されたかどうかはわかりません。出席しないかもしれない。でも、こういう形で残っています。翌12月6日です。午後1時30分から民生児童委員委嘱状交付式、民生委員協議会、これ武・で行われています。午後3時から議会事業評価の報告を受けているということです。ですから、これは議長がお届けになっているだろうというふうに思っております。それから、7日です。朝7時30分から管理職研修を行っております。その後、あなたは何時かわかりませんが、秋田県へ行っています。7日というのは、返却したと言われる日でございます。8日に帰町しております。この行事予定を見るときに、なぜこれだけの行事があるときに、特に借り出した5日の日、町長のもとへこの文書を保管しなければいけないのかと非常な疑問なのです。町長ご自身が調査したければ、十分な時間のあるときに普通借りるのが常識です。どのように町長室で保管されていたのか私わかりません。このような予定をあなたは12月5日から8日の間おとりになっているはずでございます。それと、結局借り出した日というのは、返した日を含めて事を明らかにすることこそ、今こういう事件が発生した上でのやっぱりいかに反省していないかということなのです、しゃべらないということは。だから、正直にお話ししなければいけないのです、こういう問題。

それで、先ほど一生懸命処分は捜査の後だというお話をされています。あなたたちが決めたのでないか。実は、閉めたのは3月15日の議会最終日でございます。それからおよそ3カ月近くが経過している。町長は、先月だと思うのですが、この議会に処分をお出しになると言っただけなのです。それも暫定的なことかもしれない、暫定的なおっしゃったから、多分以前お出しになった減額分だと思います。調査特別委員会で責任をとって減額処分しなさいという趣旨は、町長が示してきた部分ではまだまだ甘過ぎますよと、もう少し考えて提案しなさい、そういう趣旨のもの。

それから、第三者委員会とおっしゃいますが、あなたの処分まで第三者委員会つくって処分を決めるなんていうことを私たちは提案していません。実は、あの特別委員会でどうしても最後決められなかった点というのは、増田氏と町長自身の考え方が、あるいはその場のやりとりを聞いていまして、どうしても一方を結論づけられなかったから。ところが、状況的にはこうであるというのは議員個々いろいろお持ちだと思う。だけれども、それを決めつけて、あなたが勝って、あなたが負けという整理をしなかった。だから、もしこの事件がもっともっと根深いところにあるのなら、もっと議会だけではなく幅を広げた上で、町長自身もその意見を尊重してやるべきでないかと、そういう趣旨のものでございますの

で、余り誤解されないで、全部我々議員に責任があるという態度はおとりにならないほうがいいと思います。ですから、私は6月の定例会、この調子でいきますとあすございしますので、ぜひあす減額出していただきたい。

それと、しつこいのです。借り出した日にちと日時、日にちはわかっていますから時間はつきり述べるべきなのです。もう警察の捜査と一切関係ありませんから、はつきり述べていただきたい。町長述べられなかったら総務課長でいいので、ぜひ述べていただきたい。それとも、お述べになれないのは今度は町長が被疑者になったのですか。町長が調べられているの。というふうに町民は思ってしまう。町長訴えたほうなのだから。だから、堂々とお話しされるのがいいだろうと。

それから、先ほど言ったけれども、どうも何か真犯人に私をしたいみたいなのです。それから、土地問題を並べるといのは、増田氏にもそういう疑いを向けようという、そういうのが本当によくわかるのです。だから、自分ではないよみたいなことを、そういう言い方というの町長ご自身おやめになるべきです。あなたも怪しい、あなたも怪しい。だから、この間協議会での話聞いていまして、あなたのおっしゃるのは職員怪しいと。増田氏も怪しい。そして、私と名前言わないけれども、庁舎に入ってくる議員みんな怪しいと、こうなるのです。怪しい、怪しいと、では自分はどれだけ怪しいのかとよく考えた上で、他の人を犯人に祭り上げるようなことだけは私はすべきではない、またそういう発言は厳に慎むべきであるというふうに思います。どうしても出しませんか。議長、強く言ってください、答えるように。よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） 真犯人が町長だという堀合氏の意見でございました。そういうことをかなり限定した物の言い方ですけども、先ほども言いましたようにこの書類については非常にこの事件での大事な内容になっております。そういう意味において私は今ここに話しすべきではないと。先ほど言いましたように50センチ減らしたものをまた20センチ減らしている、そういうことをやっている書類であります。それと、そのほかにもある議員という話しましたけれども、それもあってでしょうし、また違うことも考えられております。そういうものもこれから捜査する段階でいろんなものが入ってくるわけでございます。ですから、その時点で必要に応じて話をさせていただきたいと思っております。

私も今議員が言ったようにそういう日程、そういえばそういうことあったなど。砂原で町民でのそういう話もあった。そのときに6時からやっていたら真つすぐ家に帰ったのだらうなというようなことも含めて今聞いておりました。ですから、私ももう一回精査してみますけれども、この件については私もわからないところでありまして、非常に疑問に思っています。これについては、きちんとした捜査機関に捜査していただくのが一番の方法だと私は思っております。ですから、先入観なしに物事を見るのがそういう捜査機関でございますので、そういう機関にゆだねたいと、そのように思っております。

保存簿については、ちょっと総務課長のほうから。

○総務課長（木村浩二君） では、持ち出しに関する保存簿利用ということでご質問があ

りました点について私から答弁させていただきます。

以前堀合議員から質問がありまして、私も文書取扱規程の中身を十分把握しないまま答弁したことがございましたので、その辺については大変申しわけないというふうに思っております。文書取扱規程の中の30条で保存簿の利用ということで、保存簿冊を利用するときは保存簿冊持ち出し簿に記入しなければならないという規定がございます。実は、この規程の中の簿冊には常用簿冊、それから保存簿冊という2種類がございます。保存簿冊というのは、もう年度あるいは複数年度で完結した簿冊をいまして、これは保管庫に保管しておくというものでございます。常用簿冊につきましては、年度に関係なく常に使用する簿冊だということで、我々の手元に置いておくという簿冊になってございまして、今回はその簿冊は常用簿冊に当たるということになります、いずれにしても今回このような形で簿冊を貸し出したことによって起きたことということもございまして、今後は貸し出しはしないということを念頭に置きながら事務を進めていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○9番（堀合哲哉君） 1点だけ、どうも答えようないから、答えていませんので。それはちょっと許したくないのだけれども、議員の協議会、議員には話しできてこの議場でどうしてお話しできないのですか。それがすごく疑問。町長が警察の捜査に影響あるというのなら、議員に対しても話さないのです、普通。それを議員に対してはべらべらしゃべって、そしてこれは録音とったらいけないとかそういうようなことをしゃべっておいて、そんなもの人に話したら伝わるの当たり前の話だ。それをしておいてここで話せないというのは何の理由なのかと、その1点だけしゃべってください。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 私は、議長を信用していた私がばかでした。まさかそれが次の日には新聞に出るとは思ってもみませんでした。それほど私は議長を信用して、そして実はこうなのだよと、議会で話したら新聞記者もいるし、そういうものが公表されてはいけない、だから私はあなた信用しているから、実はこういうことなのだよという話をしました。だけれども、次の日まさかあのように新聞に出るとはこれっぽっちも思いませんでした。ですから、私は議長を信じた私がばかだったのだなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 私から名誉挽回のためにコメントをさせていただきます。

当日町長と面談したときは、実は複数でお会いしました。総務経済の東議員と私と、それから町長と総務課長、4人でお話し合いをしました。そのときにそういうたぐいのお話を聞きました。この話は、議員にお話ししていいのですかというお話をしましたら、いいですよおっしゃった。そういうことで私は全員協議会で議員全員にお話をさせていただいたと、そういう流れでございまして、信用したとかしないとかと、町長みずからが話していいですよということを、東議員も聞いておるとお思いますので、ひとつ誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) お互いにあれですから、見解の違いあるかもしれませんが、そういう事実だったということで、一般質問中ですから、まず……

(「あなたがしゃべって、私にしゃべらせない、それはちょっとおかしいんじゃない……」の声あり)

(「違う、違う。町長がそういう話しするから、そのような話を議長に対して話しするから議長答えた。それに対してまた町長やったらまた議長……」の声あり)

○議長(野村 洋君) 議事進行いたします。一般質問中でございますので、続けていきたいと思っております。

それでは、町有地の売り払い、これはいいですね。売り払い決裁文書の紛失についてを終わります。

次に、町有地の貸し付けについてを行います。

○9番(堀合哲哉君) 非常に1問目残念でございます。せっかく最初に正直にお話してくださいと言ったのだけでも、まだまだ正直さが足りないと思っております。

では、2問目の町有地の貸し付けについて質問いたします。現在町財産である町有地の貸し付けをしておりますが、貸し付けを行う場合の基本的考え方、また貸している町有地の現状と課題についての認識をお伺いしたいと思います。

また、土地賃貸借、ちょっとごめんなさい、にんべんでございます、契約書の禁止条項に触れ、契約の解除が行われた事例があるのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○町長(佐藤克男君) 町有地の貸し付けについてというご質問についてお答えさせていただきます。

貸し付けにおける基本的な考えとして、町有地は町民の貴重な財産でありますので、公平、公正に対応することとしております。また、隣接地の状況、相手方の利用計画等を的確に判断した上で取り進め、貸し付けにより町民の権利を侵害することがないように適正な対応が必要であるとも考えます。現状では長期にわたり貸し付けを行っている方も多く、今となつては隣接地との境界があいまいな箇所も存在しており、今後の対応が必要であります。また、中には貸付地を建物敷地として使用している方もおりますので、貸付地の購入を促していかなければならないと考えております。貸付者からの買い受け希望をもとに売却を進めていくこととなりますが、中には建物が老朽化し、相続する者も不在のため現状のまま賃貸したいと話す方もおります。今後においても貸付者との連絡を密にし、さまざまな事例、相談、問題に対応していきたいと思っております。

また、土地賃貸借契約書の禁止条項に触れ、契約解除になった事例は確認されておられません。もし抵触するおそれが確認された場合は、貸付者と町側で協議を行い、改善に向けた指導を行っていくこととしておりますが、町側の指導が受け入れられない場合は契約解

除となるものもあり得るものと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 今答弁いただきました。基本的考え方の部分については公平、公正、このとおりだと思います。

それで、私ちょっとここである事例を挙げてお聞きしたいと思います。私がお聞きしたのは、この事例の中で実は土地賃貸借契約書というのがございます。これは、この目的は貸付物件をこれは敷地に建物例えば建っていて、それを許す場合、こういうのあります。それで、この目的に沿わない場合、いわゆる禁止条項というのも存在しているのです、実は。それで、そこの部分も含めてちょっとお聞きしたい部分あるのですが、実は私は鳥崎町の鷺ノ木小学校校門近くに町有地があると思います。そこで、あるならば賃貸借契約を結んでいる方はどなたか。この方と町長とのご関係についてお聞きしたい。最も近い契約の更新はいつ行われたのかということも聞きたい。そして、現在その建物、住宅ですが、住んでいる方と契約者、いわゆるその土地を借りている方との関係はどんな関係なのでしょうか。その点をお聞きしたいと思っております。

ちなみに、賃貸借期間の設定というのは、最初結んだ後一切しないということは私ないと思うので、町として2年に1度は更新しているとかそういうことあると思うのですが、その辺の現状も含めてお話ししていただきたい。その間に賃貸料等の変更が行われたことがあるのか、その辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時54分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 堀合議員お尋ねの件でございますが、鷺ノ木小学校の校門付近で町有地を貸している事実がございます。本来であれば個人情報に該当する部分もあるかと思うのですが、今町長がいいよということになりましたので、お答えさせていただきますが、借りている方は町長の奥さんであります佐藤幸子様でございます。

土地の契約の内容についてでございますが、確かに土地の契約書の中につきましては使用の目的、これを書くことになってございます。また、更新手続についても引き続き物件を賃借しようとするときはあらかじめ書面をもって申し出れば更新手続になるということになってございます。また、これにつきましては、契約の解除条項、それから目的違反については当然記載をしているところでございます。さらに、今ご質問ありました土地につきましては、今年4月1日に更新をしているところでございます。賃貸料の変更につき

ましては、過去に1度更新をしたという経緯がございます。また、現在住んでいる方との関係につきましては、この佐藤幸子様のお知り合いの方が住んでいるということになってございまして、この建物につきましては佐藤幸子様の所有ということになってございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ですか。

○9番（堀合哲哉君） よく佐藤町長はお答えになったと思います。私は、今お話の中で実は町長の奥さんであるということ、まず1点ちょっとひっかかる部分がある。というのは、契約上問題でないのかもしれないけれども、現実佐藤克男氏は現在森町の町長でございます。やはり身内が町有地をお借りして、そこに建物があって、それで家賃収入を得ているということになれば、一般的に町民の理解、納得得られないだろうと。それだけ私は首長というのはそういう立場にあるのだということです。後から、もうちょっと続きあるので。それはいいよともしおっしゃるのなら、これ実は土地賃貸借契約書第6条、これにひっかかる。後で総務課長にもお聞きしたいのだけれども、先ほどちょっと述べたのです。書面によって承認を受けたのですかということなのです。第6条の（1）ですから1項、賃貸物件を他人に転貸し、または賃借権を譲渡しないこと、これがうたわれている。もともとは自分で住んでいたのだけれども、その方が転居されて、どなたかにそこを町有地をそのまま住むようにさせる、これはこの6条の第1項によって禁止されているのです。それで、総務課長は、後でそういうことがあればお互いに話し合うというのはそれはいいのです。ただ、話し合うというのは、実は借りている方がきちっと申請しないとだめだということなのです。申請行為というのは役場でやるのではないのです。だから、もしそういう実態にあれば、佐藤町長の奥様は契約書に違反しているということなのです。違反していることをだんな様である佐藤町長が認めているということなのです。それが問題。だから、その点についてどうお考えになるのか。事実関係もありますので、総務課長、大変だと思いますけれども、ちょっとお答えいただきたいなというふうに思います、今の点について。よろしくお願いします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

契約書上の解釈かもしれませんが、まず第2条の中で使用の目的というものがございませぬ。この中で、賃貸物件は自己の建物の敷地とするということにしてございます。自己の建物の敷地です。それで、第6条の第1号では賃貸物件を他人に転貸し、または賃借権を譲渡ということですので、賃貸物件ということうたっています。では、賃貸物件は何かというと使用の目的に戻るということになりますので、自己の建物の敷地という解釈になるということでございます。私どもは、これに基づきまして土地を第三者に転貸あるいは譲渡しているということにはならないというふうに解釈をしているところでございます。

（「違うということですか。そういう解釈ですか。そういう解釈なら不動産屋入ってみんな……」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○9番（堀合哲哉君） 総務課長、やっぱりだめです、そういうのは。転貸するというのは、賃借権を譲渡しない、いわゆる借りているそれは賃借権の部分ですから、それは土地でしょう。土地を貸すのですから。だけれども、ここの部分で当たるのは賃貸物件を、土地を借りて、そこに家を建てるからという目的で敷地を、町有地を貸したわけでしょう。貸しているのです。そしたら、それを目的としてやると思ったら自分が住んでいる建物のために貸しているのです。ほかの人を住ませるために借りているのではない。だめなのです、それ。だから、自分が住まない以外は、実は第6条のこの物件を他人に転貸するのと同じなのです、これ。先ほどちょっと私座って言いましたが、これ不動産屋さんに貸してごらん。貸して、家建てて、入りなさい、入りなさい、これやれるということです。これも違反にならないと思ったら、ちょっとおかしいのではないのかなと。だから、この問題もだめなのです。だめと解釈しないとだめです、本当に。だから、その辺佐藤町長も何かよくわかったようですから、実はこういう状況でわかっているようですので、改めてちょっと答弁いただきたいのと、これはもう速やかな町有地の返還を含めて、町長です。奥様と話し合っ、きちっとお決めになるというのが筋ではないでしょうか。そうでないと、議員の中でこういうことやっている人いないでしょう。いないようですから、ちゃんとしっかり答えていただきたい。その辺どうですか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

議員おっしゃるようにそういう目的で借りるということになれば、これは収拾がつかないということにはなるかとも思います。ただ、この佐藤さんにつきましては、当初自分の家族が住むということでお借りになったというふうに聞いてございます。その後お亡くなりになられて、住む方がいないので、こういう形になってきたという経緯もございます。ですから、当初からだれかに貸すためにこの土地を借りたということではなかったというふうに確認をしてございます。そういう意味からして、我々もちょっと手続上こういう流れできたということがございます。今堀合議員のお話を聞いていて、こういう実態がわかりましたので、この件につきましては事務的に手続を進めて、ここを改善していきたいというふうには考えてございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○町長（佐藤克男君） こういう質問になろうかと思ひまして、私も女房に聞いておりました。女房も売ってくれという話があって、売りたいということだったのですけれども、相続の関係でどうしても判こをもらえない関係があって、それで今ちゅうちょしているのだと。ですから、先方からも売ってくれと言われている。そして、売ってくれと言われたのだけれども、それがまた立ち消えになって、実は持っている必要が何もございませんの

で、ですから本人は売りたいのだと。ですから、もう少し調べてやればこれは売れるのかもしれないので、ですからこれはうちの女房のものからほかに移したいと、そういうふうに女房も申しておりますので、もう少し時間をいただければと思います。

○9番（堀合哲哉君） 非常にどこまで反省しているかわかりませんが、一応そういう答弁いただきました。

ただ、それでいいのですが、ただその建物を、自分所有の建物を町有地の上に建っているのを売るとするのはこの契約書上可能なのですか。それを許すのは、契約者、契約というか、それを認めた町が認めるのです。それを認めるのは、現在であれば奥さんが申請出して、だんなさんが認めることになるのです。全くおかしいでしょう。そういうことになる。だから、その辺のところやっばりよくきちっと調査して、それを上物だけ売って、それで町は買った人と再度町有地の貸し付けについて契約を結ぶのか、その辺のところをもうちょっときちっとされないとか何か非常におかしな……。6月会議はこれ以上しゃべることないですけども、町長、このようにやっばりしゃべるところはしゃべらないと、1問目もっとしゃべればもっとよかったのです。だから、だめなのです。だから、その辺で何かもう一言あるそうですから。

○町長（佐藤克男君） 言葉足らずでありました。うちの女房は上げてもいいのだと言っていました。全く必要ではないので、上げてもいいのだと。ただし、それが上げられるか、無償で譲渡できるのかも含めて、そういうことを言っておりましたので。

また、弁護士に私はこの件について聞いてみました。弁護士は、貸すことに対しては全く問題ないというお話でございましたので、あなたも弁護士さんたくさん知っているでしょうから、そういう弁護士さんにも法的なものをよく聞いてみたらよろしいかと思います。一応私は弁護士に聞いて、これについて何ら問題あるのかということで聞きましたら、その弁護士さんは全く問題ありませんという話をさせていただきましたので、あなたも弁護士さん知っておられるでしょうから聞いてみていただければと思います。

（「申請がないんだよ。申請ないから違反なんだよ、これ。第三者に貸すんなら申請書出す。だから、町長の話なら申請書あるという話だから、議長、申請書あるんなら申請書出してください。佐藤幸子さんからの申請書が上がっているんですか、第三者に貸すという。それを町が認めて判こ押しているんですか」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） 佐藤さんと今住まわれている方の関係につきましては、町は一切関与してございませんので、その辺の書類のやりとりについてはこの契約書には関係ないことだと思っております。ただ、町長おっしゃっている建物を売った場合には、町とすればその買われた方との今度土地の賃貸契約、あるいは売買契約というふうに進むことになると思います。それで、今回の件につきましては、借りていらっしゃる佐藤さんと今後の対応について書類整備をしていきたいということでございますので、これにつきましてはあらかじめ書面をもって町に申請をすればそれを承認するという契約になってござい

ますので、これで対応していきたいというふうに考えてございます。

○9番（堀合哲哉君） 何か町長最後になってまた変なこと言い出すでしょう。言わなければいいのだけれども、何かそう言うわけ。だから、これ実はまた解釈問題に入るのだけれども、第6条の3項、賃貸物件を第2条の目的以外に使用しないこととうたっているのです。第2条というのは、自己の建物を町有地に建てると、それが目的なのです。建てて第三者に貸すなんていう目的ではないのです。だから、その目的以外になるのです。その以外の部分についてはきちっとやりなさいと。やらないから転貸しになるのですよとうたっているわけです。だから、その辺のところ、何か弁護士だとかなんとかに聞いたか、聞いていないか私よくわからぬけれども、契約書に基づいてやるので、弁護士の解釈なんてそんなもの要らないのです。契約書に基づいて町としてしっかりおやりになってください。そういうことです。ましてや町長の関係者、身内中の身内、奥様でございます。それはしっかりやっていただきたい。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、町有地貸し付けについてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、6月13日午前10時開会といたします。

延会 午後 4時12分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年6月12日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員